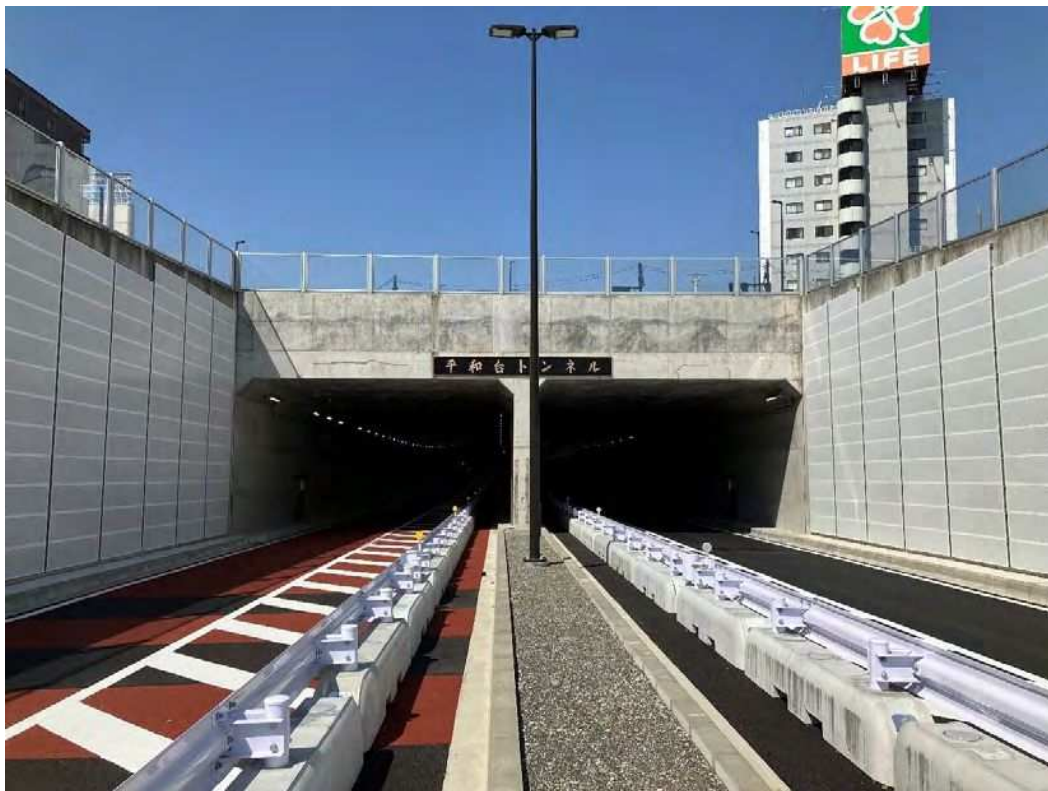


事業概要

令和 6 年版

 東京都第四建設事務所

放射第35号線（早宮・北町）整備
（練馬区早宮二丁目～北町七丁目）
～平和台トンネルの暫定開放(令和6年2月24日)～



（練馬区北町六丁目）
～平和台トンネル電気室及び街築工事整備状況～



環状第5の1号線（雑司ヶ谷）整備

（豊島区雑司ヶ谷三丁目～南池袋二丁目）

～雑司が谷環状第5の1号線トンネル(仮称)発進立坑の築造状況～



放射第36号線（氷川台橋梁）整備

（練馬区桜台三丁目～氷川三丁目）

～鋼けた架設完了状況～



城北中央公園調節池（一期）工事その2
(板橋区小茂根五丁目、練馬区羽沢三丁目付近)
～調節池内の内部構築状況～



石神井川整備事業
(練馬区石神井台七丁目、関町東二丁目付近)
～護岸整備状況～



電線共同溝設置に伴う復旧工事（４四－２）及び路面補修工事（４四の１３・遮熱性舗装）

特例都道小石川西巢鴨線（第 436 号）宮仲公園通り

（豊島区北大塚二丁目付近）



自転車通行空間整備工事（５四－１）

一般都道杉並田無線（第 245 号）新青梅街道

（練馬区関町北五丁目付近）



ま え が き

当事務所は、区部の北西部に位置する豊島区、板橋区、練馬区の3区を所管区域としており、副都心・池袋を中心に商業地域の多い豊島区、住宅・工業地域の混在する板橋区、住宅地として変貌の著しい練馬区と、それぞれ特色ある地域特性を持っています。

これらの地域の生活環境や利便性をさらに向上させるために、都市基盤である道路、河川の整備事業と管理を実施しています。

管内の都道は26路線、延長118km、河川は3河川と千川上水の暗渠部を所管しています。この中でも、放射7号線、放射9号線、放射35号線、放射36号線、環状5の1号線など主要な都市計画道路の整備や石神井川、白子川の河川整備が急がれています。

「未来の東京戦略」及び「TOKYO強靱化プロジェクト」に基づき、強靱で持続可能な都市・東京の実現に向けた都市づくりを着実に推進するため、次のように事業を展開していきます。

- 1 交通渋滞解消を目指し、幹線道路ネットワークの形成を図るため、放射・環状道路の整備を推進するとともに、地域の防災性を向上させる特定整備路線の整備に取り組みます。
- 2 都民が利用しやすく、景観に配慮した道路を念頭に、道路の質のレベルアップのため、無電柱化、歩道改善などにより付加価値の高いまちづくりを進めます。
- 3 水害から都民の命と暮らしを守り、快適な生活を支えるため、河川の護岸整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する城北中央公園調節池を整備し、水害に対する安全性の向上を図ります。
- 4 都民の視点に立ち、地元区、交通管理者と十分連携をとりながら、都民の貴重な資産である道路・河川の管理を適正かつ迅速に行っていきます。

今年度も道路、河川の整備を推進するとともに、きめ細かな維持・管理を心がけ、安全で快適なまちづくりに所をあげて取り組んでいきます。

目 次

I	事業所の概要	1
1	沿革	1
2	所管区域及び所管業務	1
3	組織と分掌事務	2
4	職員数	4
II	事業費	5
1	令和6年度執行予定額	5
2	令和5年度執行額	7
III	道路の管理	9
1	道路の管理	9
(1)	道路の管理事務	9
(2)	占用等の許認可及び指導	11
(3)	道路監察	11
(4)	道路工事調整	11
(5)	先行取得用地等の管理	11
(6)	東京ふれあいロード・プログラム	12
(7)	管内道路現況	13
(8)	道路管理（事務的处理）令和5年度実績	13
(9)	道路監察令和5年度実績	14
2	道路の維持補修	16
(1)	概要	16
(2)	道路の巡回点検と維持工事	16
(3)	路面の補修	16
(4)	橋梁やトンネル等、道路施設の維持補修	16
(5)	街路灯や道路施設等の維持補修	16
(6)	街路樹や緑地等の維持・育成	17
(7)	道路の無電柱化	17
(8)	自転車通行空間の整備	17
(9)	道路のバリアフリー化	17
(10)	都道における交差点等の安全性確保の向上	17
(11)	地震や雪害等への備え	18
(12)	令和6年度工事予定一覧表	19
(13)	令和5年度工事実績一覧表	20
IV	道路の建設	21
1	道路整備事業	22
(1)	放射7号線（大泉）	22
(2)	放射7号線・補助134号線（谷原交差点）	23
(3)	放射9号線（西巣鴨）国道17号	24
(4)	放射35号線（早宮・北町）	25
(5)	放射35・36号線（小茂根・早宮）	26
(6)	環状5の1号線（雑司が谷・西巣鴨Ⅰ期）	27
(7)	補助133号線（中村南）	29
(8)	補助172号線（早宮）	30
(9)	補助230号線（大泉町Ⅰ期・Ⅱ期）	31

(10) 補助233号線（大泉学園町）	32
(11) 補助156号線（南大泉）	33
(12) 補助229号線（下石神井）	34
(13) 主要地方道千代田練馬田無線（8号）	35
2 特定整備路線	37
(1) 補助81号線（南池袋）	39
(2) 補助26号線（千早）	40
(3) 補助26号線（南長崎）	41
(4) 補助172号線（長崎）	42
(5) 補助73号線（池袋本町）	43
(6) 補助82号線（上池袋）（池袋本町）	44
(7) 補助81号線（巣鴨）	45
3 歩道設置・交差点すいすいプラン	46
(1) 主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔目白橋〕	46
(2) 特例都道池袋谷原線（441号）〔春日町〕	47
(3) 主要地方道練馬川口線（68号）〔土支田〕	48
(4) 特例都道赤羽西台線（447号）〔舟渡〕	49
(5) 都道飯田橋石神井新座線（主25号）〔石神井小学校前〕	50
4 路線別令和6年度執行予定及び令和5年度実績	51
(1) 道路建設関係路線別令和6年度執行予定	51
(2) 道路建設関係路線別令和5年度実績	52
V 河川の管理	53
1 河川管理事務	53
2 河川占用事務	53
3 河川監察	55
4 先行取得用地の管理	55
5 河川の維持修繕	55
VI 河川の整備	56
1 石神井川	56
2 新河岸川	57
3 白子川	58
4 白子川調節池群	59
5 城北中央公園調節池	61
6 環状七号線地下広域調節池	62
7 千川上水	62
8 河川別令和6年度執行予定及び令和5年度実績	63
VII 水防業務	65
VIII 管内河川の主な水害状況（昭和49年～令和3年）	66
〈参 考〉	
1 管内管理道路路線別調書	69
2 道路の施設及び附属物現況	71
(1) 施設の概要	71

（２）橋梁、歩道橋	72
（３）街路灯	72
（４）街路樹	73
（５）道路緑地	73
３ 都市計画事業の事業告示一覧表	74
４ 事務所・工区案内図	76

I 事業所の概要

1 沿革

昭和20年	4月	第三道路出張所と第一河川出張所を合併し、豊島・北・荒川・板橋・練馬の5区を所管する二級事務所として第四土木出張所の名称で発足
昭和21年	5月	第四建設事務所に名称変更
昭和23年	12月	区画整理部門が第四復興区画整理事務所として分離独立
昭和36年	4月	特定幹線街路の建設部門が第四特定街路建設事務所として分離独立
昭和40年	4月	区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる
昭和44年	4月	北、荒川の両区が第六建設事務所（新設）に移管
昭和50年	1月	現在の豊島区南大塚二丁目36番2号（都営住宅共同庁舎）に移転
平成元年	4月	第二街路整備事務所の廃止に伴い、同所で施行していた特定幹線道路の建設部門の一部が当所に移管

2 所管区域及び所管業務

当所所管区域は、豊島区、板橋区、練馬区の3区であり、道路及び河川の維持管理と整備事業を行っている。

道路の維持管理としては、26路線の都道、総延長約11.8kmを対象に、道路区域の決定、道路台帳の整備、占用許可及び監察等の管理業務を行うとともに、道路・橋梁の維持補修及び街路樹・緑地の維持補修等の業務を行っている。

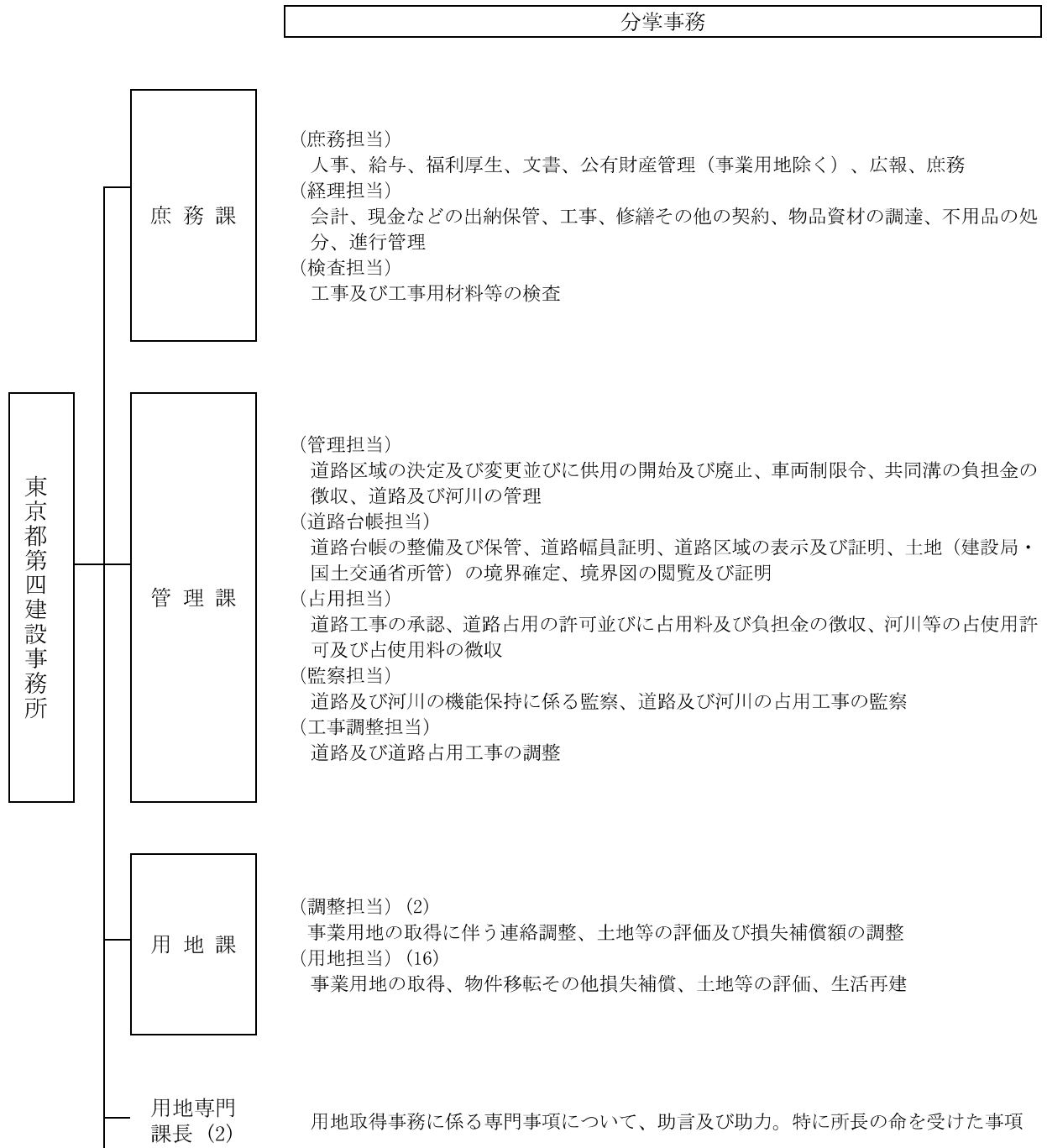
また、河川の維持管理としては、河川（新河岸川、千川上水暗渠部）の占用・使用許可及び監察業務等を行っている。

整備事業として、道路については、道路交通の円滑化と安全確保を図るため、放射7号線、放射9号線、放射35号線、放射36号線、環状5の1号線等の街路整備、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路として特定整備路線5路線（8箇所）の整備や主要地方道第8号線等の道路整備事業と交通安全施設整備事業を実施している。

河川については、区部河川の目標整備水準が時間50ミリ降雨から75ミリの降雨に引き上げられ、時間50ミリを超える部分の対策については、調節池や流域対策により対応することが基本となった。この方針をふまえて策定した河川整備計画に基づき、石神井川、白子川の河川整備事業を実施し水害の防止を図るとともに、工事を進めていた白子川地下調節池については29年度より運用を開始している。引き続き、河川の整備を着実に推進するとともに、30年度から石神井川において、城北中央公園調節池の工事に着手し、さらなる治水安全度の向上を図っている。

これら道路・河川の整備事業に必要な用地の確保は、放射7号線、放射35号線、放射36号線、補助230号線、特定整備路線として補助第26号線外4路線、石神井川及び白子川を重点的に推進している。

3 組織と分掌事務



	工 事 第 一 課	(工務担当) 道路及び橋梁工事の工程管理、地下埋設物等の移転、都市計画法の周知事務及び相談 (環境対策担当) 事業計画上の環境対策、工事施行上の環境問題の調整、放射36号線の環境保全対策 (設計総括担当) 道路及び橋梁工事の調査及び設計 (設計担当) 道路及び橋梁工事の調査及び設計 (木密設計担当) (2) 木造住宅密集地域における道路及び橋梁工事の調査及び設計 (環境技術調整担当) 都市計画道路に係る環境技術に関すること (放射第35号線) (外環の2整備担当) 道路及び橋梁工事の調査及び設計 (工事総括担当) 道路及び橋梁の築造工事の施行、調査、監督等 (工事担当) (3) 道路及び橋梁の築造工事の施行、調査、監督等 (木密工事担当) 木造住宅密集地域における道路及び橋梁工事の施行、調査、監督等 (渉外担当) 工事の施工に伴う損害賠償 (測量担当) 道路及び橋梁の測量、建築に係る道路境界線 (木密測量担当) 木造住宅密集地域における道路及び橋梁の測量、建築に係る道路境界線
	工 事 第 二 課	(工務担当) 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の工程管理、河川占用の技術的指導、地下埋設物等の移転、水防、都市計画法の周知事務及び相談 (設計総括担当) 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の調査及び設計(管内全河川) (設計担当) 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の調査及び設計(管内全河川) (調節池整備担当) (2) 調節池整備の調査、調整、設計等 (調節池工事担当) 調節池工事の施行、調査、監督等 (工事総括担当) 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の施行、調査、監督等 (工事担当) (2) 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の施行、調査、監督等 (渉外担当) 河川整備工事等に伴う損害賠償 (測量担当) 河川及び急傾斜地崩壊危険区域の測量、建築に係る河川境界

		(調査担当) 道路橋梁等の現況調査、道路管理者以外の者の工事の技術的調査指導、道路占用及び道路掘削の技術的指導並びに掘削道路の復旧
		(電線共同溝整備担当) 無電柱化事業に係る設計、工事、調査、指導
	補 修 課	(維持担当) 道路及び橋梁並びにこれらの附属物の維持、応急復旧及び災害復旧工事の設計、橋梁の過重制限、路面及び歩道橋の清掃委託
		(施設維持担当) 道路施設の維持、応急復旧及び災害復旧工事の設計
		(補修担当) 道路及び橋梁並びに附属物の補修並びに側溝改修工事の設計
		(街路樹担当) 街路樹、緑地帯等の調査、設計、維持及び補修工事、害虫の防除
	工 区	(豊島工区・板橋工区・練馬工区・石神井工区) 工区内の測量、調査並びに工事の施行、監督 道路及び河川等（千川上水を含む）の構造、機能の保全 道路及び河川の軽易な占用、使用許可申請書等の受理 水位観測

4 職員数

令和6年7月1日現在

	管 理 職		一 般 職 員			計	会計年度職員	合 計
	事務	技術	事務	技術	技能			
庶 務 課	1	1	9	1		12	2	14
管 理 課		1	10	3		14	12	26
用 地 課	3		39	3		45	2	47
工事第一課		1		37		38	2	40
工事第二課		1		23		24	5	29
補 修 課		1		21		22	3	25
豊島工区				3		3	1	4
板橋工区				3		3	1	4
練馬工区				3	2	5	1	6
石神井工区				3		3	1	4
計	4	5	58	100	2	169	30	199

Ⅱ 事業費

1 令和6年度執行予定額

令和6年度執行予定額は、道路関係27,529,725千円、河川関係13,330,011千円、計40,859,736千円であり、令和5年度執行予定額に比較すると2,357,641千円6.1%の増となっている。

令和6年度執行予定額の内訳及び事業別・工種別構成比は次のとおりである。

(1) 事業費内訳表

(単位：千円)

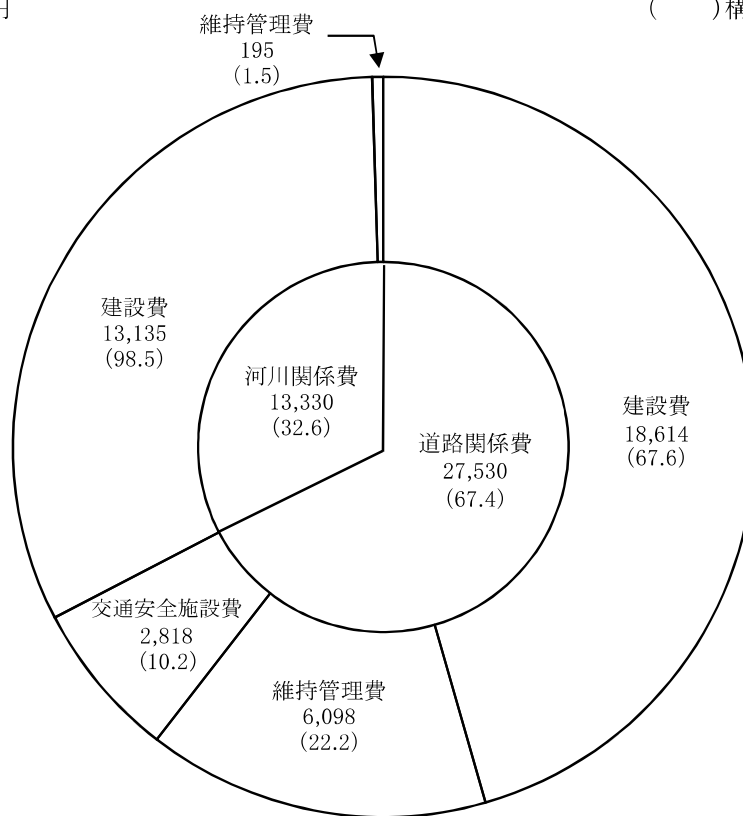
科 目			令和 6 年 度 執 行 予 定 額			
			工 事	用 地	そ の 他	計
道 路 関 係			7, 461, 659	11, 783, 000	8, 285, 066	27, 529, 725
	維持 管理 費	道 路 管 理 費			25, 000	25, 000
		道 路 維 持 費	479, 502		1, 214, 930	1, 694, 432
		橋 梁 維 持 費	323, 580		18, 000	341, 580
		道 路 補 修 費	3, 195, 061		256, 370	3, 451, 431
		橋 梁 整 備 費	316, 517		217, 200	533, 717
		就 業 促 進 費			51, 480	51, 480
		小 計	4, 314, 660	0	1, 782, 980	6, 097, 640
	建設 費	道 路 整 備 費	241, 000	40, 000	26, 700	307, 700
		街 路 整 備 費	2, 239, 500	11, 371, 000	4, 673, 400	18, 283, 900
		橋 梁 整 備 費			22, 000	22, 000
		用 地 会 計				
		小 計	2, 480, 500	11, 411, 000	4, 722, 100	18, 613, 600
	交 通 安 全 施 設 費		666, 499	372, 000	1, 799, 986	2, 818, 485
河 川 関 係			10, 742, 000	903, 000	1, 685, 011	13, 330, 011
	維持 管理 費	河 川 維 持 費	10, 000		88, 600	98, 600
		河 川 防 災 費	28, 000		10, 000	38, 000
		河 川 環 境 整 備 費	50, 000		5, 000	55, 000
		水 防 費			3, 011	3, 011
		小 計	88, 000	0	106, 611	194, 611
	建設 費	中 小 河 川 整 備 費	10, 654, 000	903, 000	1, 546, 400	13, 103, 400
		高 潮 防 御 施 設 費			32, 000	32, 000
		用 地 会 計				
		小 計	10, 654, 000	903, 000	1, 578, 400	13, 135, 400
合 計			18, 203, 659	12, 686, 000	9, 970, 077	40, 859, 736

(2) 事業費内訳費グラフ

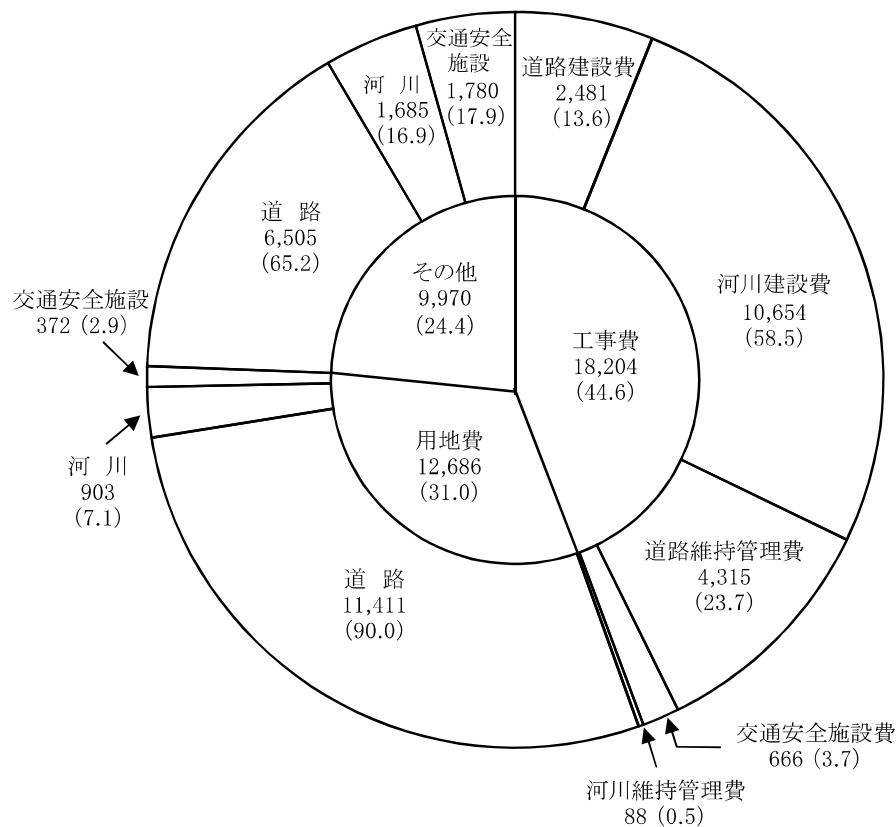
令和6年度執行予定額
40,859,736千円

(注) グラフ内単位: 百万円
() 構成比%

事業
別
内
訳



工
種
別
内
訳



2 令和5年度執行額

令和5年度執行額は、道路関係13,719,928千円、河川関係7,401,717千円、計21,121,645千円であり、その内訳及び事業別・工種別構成比は次のとおりである。

(1) 事業費内訳表

(単位：千円)

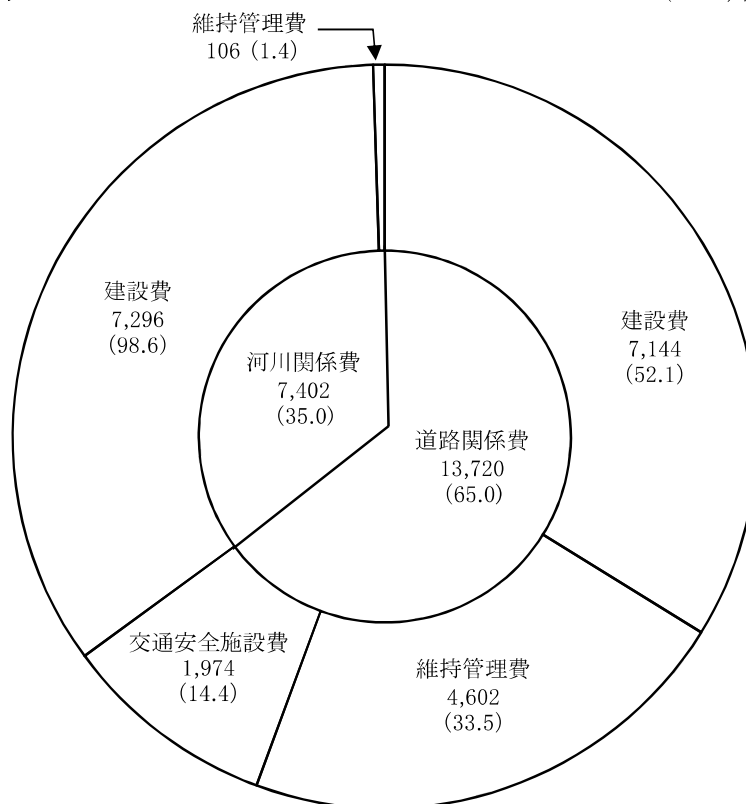
科 目			令和５年度執行額			
			工 事	用 地	そ の 他	計
道 路 関 係			5, 196, 955	5, 005, 343	3, 517, 630	13, 719, 928
	維持管理費	道 路 管 理 費			14, 630	14, 630
		道 路 維 持 費	425, 655		925, 303	1, 350, 958
		橋 梁 維 持 費	343, 644		22, 193	365, 837
		道 路 補 修 費	2, 636, 276		127, 533	2, 763, 809
		橋 梁 整 備 費	40, 200		11, 290	51, 490
		就 業 促 進 費			55, 000	55, 000
		小 計	3, 445, 775	0	1, 155, 949	4, 601, 724
	建設費	道 路 整 備 費	53, 286		13, 211	66, 497
		街 路 整 備 費	888, 929	4, 887, 388	1, 282, 789	7, 059, 106
		橋 梁 整 備 費			18, 932	18, 932
		用 地 会 計				
		小 計	942, 215	4, 887, 388	1, 314, 932	7, 144, 535
	交 通 安 全 施 設 費		808, 965	117, 955	1, 046, 749	1, 973, 669
河 川 関 係			6, 464, 149	171, 245	766, 323	7, 401, 717
	維持管理費	河 川 維 持 費	1, 557		35, 021	36, 578
		河 川 防 災 費	58, 691			58, 691
		河 川 環 境 整 備 費			7, 480	7, 480
		水 防 費			2, 761	2, 761
		小 計	60, 248	0	45, 262	105, 510
	建設費	中 小 河 川 整 備 費	6, 403, 901	171, 245	667, 752	7, 242, 898
		高 潮 防 御 施 設 費			53, 309	53, 309
		用 地 会 計				
		小 計	6, 403, 901	171, 245	721, 061	7, 296, 207
合 計			11, 661, 104	5, 176, 588	4, 283, 953	21, 121, 645

(2) 事業費内訳費グラフ

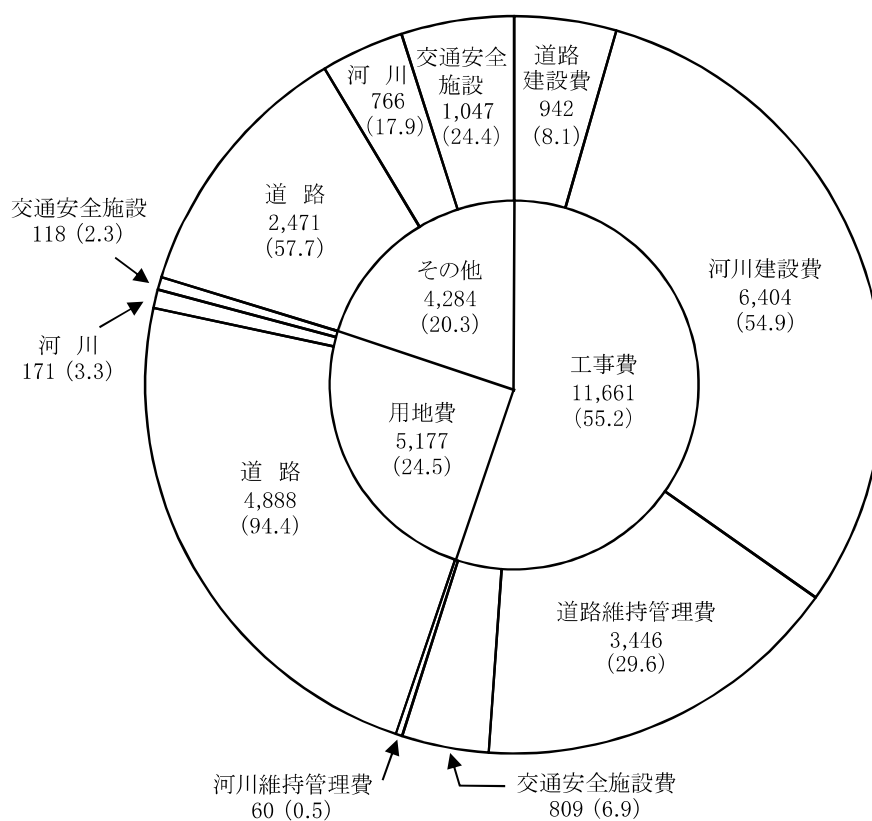
令和5年度執行額
21,121,645千円

(注) グラフ内単位: 百万円
() 構成比%

事業
別
内
訳



工
種
別
内
訳



Ⅲ 道路の管理（管理課・補修課所管）

道路の管理は、事務的管理と施設の維持補修に大別される。

前者は道路の認定・区域決定・供用開始、道路の占用・行為の制限、監督処分及び道路台帳・地下埋設物台帳の整備保管並びに道路区域の調査、所有権境界の確定などである。

後者は、既存道路施設を常時良好な状態に保持するために行う工事及び作業であるが、管理瑕疵のないよう維持補修に努めるのみでなく、沿道環境の改善を図っている。

これらの概要は次のとおりである。

1 道路の管理

（１）道路の管理事務

管内にある道路のうち、当所が管理している都道は26路線、延長約118km、面積約2,518千㎡で、（表1参照）これらの事務管理は次のように行っている。

① 道路の区域決定及び供用開始

道路を新しく造る時の区域決定や拡幅改良したときの区域変更及び完成した道路に人や車を通すときの供用開始等については、道路の範囲を明確にして一般住民に知らせることが必要であることから、告示している。そのため必要となる関係図書の調製を行っている。

② 共同溝

当所所管の共同溝は、「東池袋共同溝」（延長591m）都道音羽池袋線（豊島区南池袋四丁目～同二丁目地内）と、「西池袋共同溝」（延長1,364m・豊島区との共用管理）都道池袋谷原線（豊島区西池袋三丁目～同区要町一丁目地内）の2箇所である。

なお、両共同溝の維持管理に要した費用は下表のとおりである。

令和5年度共同溝管理費

（単位：円）

	東日本電信 電話(株)	東京電力(株)	KDDI(株)	東京都 水道局	豊島区 (管理者)	東京都 (管理者)	計
東池袋共同溝	2,317,106	2,251,033	1,132,375	—	—	3,910,428	9,610,942
西池袋共同溝	1,189,244	1,184,698	1,184,698	1,184,698	704,416	480,347	5,928,101
計	3,506,350	3,435,731	2,317,073	1,184,698	704,416	4,390,775	15,539,043

③ 駐車場（東京都板橋四ッ又駐車場）

板橋四ッ又駐車場は、平成14年4月に開設した道路法上の有料自動車駐車場で、板橋区内の都道環状第6号線に設置され、構造は地下二層自走式で、収容台数は200台である。

首都高速王子線及び放射第9号線支線1の建設に併せ、都としては初めての道路法上の有料駐車場として整備・供用したもので、本体構造は首都高速道路の橋脚の基礎にもなっている。

周辺地域には、地下鉄都営三田線「板橋区役所前駅」、板橋区役所、板橋警察署等の公共施設及び商店街が集中し、駐車場需要が非常に高いため、この駐車場の果たす役割は大きい。

なお、駐車場の料金徴収等の業務は、道路管理部との協定に基づき(公財)東京都道路整備保全公社が指定管理者として行っている。

④ 道路台帳等の整備

道路台帳は道路に関する基礎的事項を総括的に集約したもので、道路の管理に当たって最も重要な図書である。道路管理者は、道路法第28条に基づき、1)道路台帳平面図及び調書、2)地下埋設物台帳平面図及び調書、3)道路敷地構成図及び調書を調製して、保管を適正に行い、住民の閲覧に供している。

道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及びそれぞれの調書はほぼ完成し、現在は補正段階に入っているが、道路敷地構成図は現在整備途上にあり、現在の整備率は、約93%である。

大震災等により道路に被害を受けた場合、道路の復旧が都市復興事業の要となることから、道路位置を正確に現地に復元、明示できるように道路区域の境界点を座標化した道路敷地構成図の早期整備をめざしている。

令和5年度の処理件数

(イ) 地下埋設物台帳平面図及び調書の補正	1件	3,830m
(ロ) 道路敷地構成図の作成	1件	1,290m
(ハ) 台帳平面図等の閲覧	2,165件	

⑤ 境界確定及び道路区域の標示

当所では、都道に隣接する土地所有者から当該土地と都道敷との境界を確定したいとの申し出があった場合、土地境界確認・確定申出書の提出により、道路台帳等の資料をもとに現地で立会い境界確定している。

また、沿道関係者から道路法第18条に基づく道路区域の標示願が出された場合は、調査・立会のうえ現地標示をし、さらに、標示箇所の証明の請求があった場合は、図面をもって行っている。

こうして確認・確定された境界点及び上記の台帳整備のための測量の基準点・境界点については、占用工事等による紛失・移動がないよう保全に努めている。

令和5年度の処理件数

(イ) 境界確定	101件	1,574m
(ロ) 道路区域線の標示並びに区域証明	8件	113m

⑥ 道路の幅員証明

都道に面して車庫などを設置する時に必要な道路幅員の証明を行っている。

令和5年度の処理件数 7件

⑦ その他の事務

- (イ) 道路管理権に基づく行政指導
- (ロ) 交通事故等による道路損傷の調査及び原状回復の指導

（２） 占用等の許認可及び指導

道路は、本来一般交通の用に供されるものであるが、近年では、その本来の交通機能のほかに電気・上下水道・ガス・電気通信等のライフライン施設を始めとする多様な物件、施設が道路の上下にわたって収容されている。これらの道路使用形態を占用と言い、道路本来の機能を害することのないよう占用許可制度を通じて許可すると共に、これに伴う占用料を徴収している。（表２－１参照）

また、これらの占用には道路の掘削工事が伴うことになるが、工区の指導のもとに施工させ、原則として占用者の負担で原形復旧させている。この場合、監督事務費を徴収している。（表２－２参照）

上記のほか、足場仮囲い・袖看板等の一般占用についての基準適合物件の許可及び占用料の徴収、道路管理者以外の者の行う道路切下げ等の自費工事や沿道掘さくに対する承認、指導監督を行っている。その際に占用工事等による道路の損傷を防止するため、その施工方法、特に復旧工事の設計・監督について、各事業者に対し適切な技術指導を実施している。（表２－３参照）

（３） 道 路 監 察

既存道路の適正な使用を図るため、下記事項についてパトロールによる監察指導を行っている。

なお、道路の上空にある袖看板等については、占用許可を受けていないものや基準に適合しないものについて是正を図ってきた。局全体として看板の適正化を一層推進する旨の方針が出されており、当所においても職員による申請促進や是正指導など適正化に向けて取り組んでいる。

（表３－１及び２参照）

- ① 路線パトロールによる不良箇所の早期発見
- ② 道路上工事の監察
- ③ 不法占用物件の警告、指導、排除
- ④ 道路損傷行為の取締まり
- ⑤ 車両制限令に違反する（特に狭少幅員道路を通行する車両の車幅制限を重点として）通行車の指導及び取締まり（制限道路は１路線）

（４） 道路工事調整

道路の占用工事（生活に不可欠なガス、電気、電話、上下水道等の公益施設の新增設及び維持補修工事）や道路工事の計画を調整することにより、道路の不経済な掘り返し防止と円滑な道路交通の確保並びに事故の防止を図っている。

具体的には、道路管理者、交通管理者及び占用企業者等で構成される調整会議を開催し、年間計画をもとに施工時期、場所、工法、工期等の調整を行っている。（表３－３参照）

また、東京都区部における交通の円滑化を図るため、区部の一般国道及び都道における車線規制を伴う路上工事について、路上工事の縮減や特定時期に集中する工事の平準化に取り組んでいる。

（５） 先行取得用地等の管理

先行取得用地のうち、直近時に事業着手計画がないものについては、遊び場等として一時開放している。

① 先行取得地

外環の２ほか

４路線

5,165.45㎡

② 使用許可及び使用承認状況

補助第240号線ほか2路線

子供の遊び場	2箇所	3,198.96㎡
区道敷地	1箇所	281.17㎡
電話ボックス	1基	1.21㎡
駐車場	1箇所	501.11㎡
計		3,982.45㎡

(6) 東京ふれあいロード・プログラム

道路の美化活動を通じて、地域住民や企業が道路への親しみや愛着を持ち、道路利用のモラルの向上と快適な道路環境づくりを目指す目的で、平成14年度に始まった。

東京都と地域住民・団体等との協働により、日常の道路清掃や植栽の手入れなどが行われている。令和6年5月現在、当所管内では11団体が活動している。

(7) 管内道路現況

表 1 管内管理道路区別延長面積

(R5. 4. 1現在)

道路別 区 別		主要地方道	一般都道 特例都道	合 計
豊島区	延長m	8,997	6,161	15,158
	面積㎡	266,928	163,970	430,898
板橋区	延長m	9,034	18,185	27,219
	面積㎡	266,549	469,346	735,895
練馬区	延長m	36,387	39,503	75,890
	面積㎡	703,909	647,645	1,351,554
計	延長m	54,418	63,849	118,267
	面積㎡	1,237,386	1,280,961	2,518,347

◎ 路線別は巻末〈参考〉に掲載

(8) 道路管理（事務的処理）令和5年度実績

表 2－1 道路占用処理実績表

(単位：円)

種 別		許可等 総件数	占用料調定額		備 考
			調定件数	調定額	
企 業 占 用	東京電力パワーグリッド㈱	229	38	233,132,545	
	東京ガス㈱	221	46	126,697,219	
	N T Tグループ	151	32	178,590,607	
	その他第一種電気通信事業者	63	62	15,715,286	
	水道事業者	199	－	－	
	下水道事業者	157	－	－	
	その他	66	－	－	交通事業者等
	計	1,086	178	554,135,657	
一 般 占 用	看板	1,403	338	72,942,682	
	日除け	73	73	758,980	
	商品置き場等(宝くじ・靴みがき含む)	7	3	12,500	
	工事用施設	289	289	32,819,932	
	その他	768	114	84,630,340	
	計	2,540	817	191,164,434	
合 計		3,626	995	745,300,091	

* 占用料調定額：継続分等の調定額を含む

(単位：円)

事務費調定の件数は、会計処理上の調定件数である。

(9) 道路監察令和5年度実績

表 3-2 道路上工事監察

– 14 –

表 3－3 施工者別道路工事調整件数及び延長

		道路管理者	水道局	下水道局	東日本電 信電話(株)	東京電力 パワーグリ ッド(株)	東京ガス(株)	その他	計
主要路線	件 数	58	53	30	17	50	17	37	262
	延長(m)	25,977	8,217	4,221	4,341	18,339	1,201	7,978	70,274
主要外 路 線	件 数	85	104	34	11	54	41	60	389
	延長(m)	55,093	18,203	7,633	3,333	10,387	4,188	14,139	112,976
計	件 数	143	157	64	28	104	58	97	651
	延長(m)	81,070	26,420	11,854	7,674	28,726	5,389	22,117	183,250

＊当所所管の主要路線は、明治通り、山手通り、青梅街道、目白通り、本郷通り、環七通り、新目白通り、環八通り、笹目通り、音羽・池袋線の計10路線である。また、主要外路線とは、要町通りほか計31路線である。

＊上記工事調整件数は、令和6年度道路工事調整会議（年間分）で調整され、決定した工事件数である。
 なお、下記に道路工事調整会議の調整対象から除外される、一定規模以下の工事について、令和5年度に承認した件数を参考として示した。

参考：道路工事調整対象除外工事件数

（令和5年度実績）

	水道局	下水道局	東日本電 信電話(株)	東京電力 パワーグリ ッド(株)	東京ガス(株)	その他	計
件 数	158	109	116	188	141	52	764

＊道路工事調整会議の調整対象から除外される、一定規模以下の工事とは、概ね、掘削延長が車道3m以下、歩道30m以下で、かつ、実工事日数が7日以内の工事であり、沿道の建築物等への供給工事が主である。

2 道路の維持補修

(1) 概要

道路は、都民生活を支える最も基礎的な都市基盤である。

当事務所は、その機能を24時間、365日確保するため、路面の補修や、橋梁やトンネル等の点検・補修、街路灯の更新、道路の巡回や清掃などを適時適切に実施している。

また、近年、道路とその空間に求められるニーズの高度化・多様化が進んでおり、道路騒音や大気汚染の低減、道路緑化の健全化、自転車通行空間の整備、無電柱化、バリアフリー化など道路機能の向上を目指した取組を同時に進めている。

さらに、過去の震災や昨今の激甚化する自然災害に対して、道路の果たす避難路や緊急輸送路としての重要性が再認識されたことを踏まえ、道路の無電柱化や危機管理体制の強化を進めている。

(2) 道路の巡回点検と維持工事

道路の舗装及び防護柵、街路灯等の附属物は、経年による劣化、交通事故等による損傷が常に発生しており、日常の点検と時宜を得た維持補修が不可欠である。また、要望・苦情への迅速な対応が必要である。そのため、道路巡回による点検と応急措置、道路維持工事による早期復旧に努めている。

(3) 路面の補修

道路の路面は、走行性の低下や騒音・振動の発生を防止・抑制するため、定期的に補修する必要がある。

当事務所では、各路線や地域の特性を踏まえ、各種の路面補修を実施している。

具体的には目白通りや環七通り等の交通量の多い路線では、騒音低減機能が特に高い二層式低騒音舗装を実施するとともに、豊島区内ではヒートアイランド対策として路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装を実施している。

令和6年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・路面補修： 高島通り（板橋区高島平一丁目から同区高島平九丁目）外28箇所
うち、二層式低騒音舗装 目白通り（練馬区中村北一丁目から同区向山二丁目）、遮熱性舗装 明治通り（豊島区東池袋一丁目）

(4) 橋梁やトンネル等、道路施設の維持補修

橋梁やトンネル等の道路施設については、日常点検や5年に1度を実施する定期点検の結果等を踏まえ、維持工事や塗装工事を順次実施している。

また、施設の高齢化を受けて主要橋梁の長寿命化工事を進めるなどの予防保全型管理に取り組んでいる。

令和6年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・橋梁の長寿命化：みのわ陸橋 目白通り（練馬区谷原五丁目）
板橋中央陸橋 環七通り（板橋区東山町13から南常盤台一丁目）

(5) 街路灯や道路施設等の維持補修

管内の道路には約9,000灯の街路灯、トンネル・共同溝等道路施設には多様な電気・機械設備が存在する。

また、沿道環境対策設備として大和町交差点（環七通り）、板橋相生陸橋（環八通り）、北町若木トンネル（環八通り）の3箇所に大規模大気浄化施設も備えている。その機能を適切に維持するため、各施設の

特性を踏まえつつ定期的に点検・更新を進めている。

道路照明の更新にあたっては、ＬＥＤ照明の導入など設備の省エネ化をあわせて実施している。

令和６年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・主要設備の更新・改修：練馬春日町トンネル 環八通り外５箇所
- ・道路照明のＬＥＤ化：所管内道路各所
- ・駐車場設備改修：板橋四ッ叉駐車場 山手通り（板橋区板橋二丁目）

（６）街路樹や緑地等の維持・育成

街路樹については、道路の植樹帯や緑地の刈込、除草、清掃など継続的な維持管理を行うとともに、街路樹の健全性を把握する街路樹診断を実施し、快適な環境の保全や安全な道路空間の確保に努めている。また、補植、植え替え、植樹帯の改修等や樹種ごとの樹形を考慮した剪定を行い樹勢を維持することで、道路景観の向上を図っている。なお、植替え時には、高木の常緑化も予定をしている。

令和６年度の事業箇所は以下のとおり予定している。

- ・街路樹診断：千川通り（練馬区富士見台二丁目から同区上石神井一丁目）外１７路線 約２,６００本

（７）道路の無電柱化

無電柱化については、防災性や景観の向上等を目的として、「東京都無電柱化計画（改定）（令和３年６月）」等に基づき、緊急輸送路として重要な位置を占める環七通りや目白通り等を対象に整備を推進している。

令和６年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・電線共同溝整備：環七通り（南常盤台）外１６箇所

（８）自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備については、自転車と歩行者、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、「東京都自転車通行空間整備推進計画（令和３年５月）」等に基づき、自転車事故の発生状況や道路幅員の現状等を踏まえ、千川通り等を対象に整備を推進している。

令和６年度の事業箇所は以下のとおりである。

- ・自転車通行空間整備：特４４３号（練馬区光が丘五丁目）外１箇所

（９）道路のバリアフリー化

道路のバリアフリー化事業では、「東京都道路バリアフリー推進計画（平成２８年３月）」等に基づき、歩道段差の縮小、歩道の勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点巻き込部の平坦化などを進めている。令和６年度は、練馬区の目白通りなどで工事に着手する予定である。

（１０）都道における交差点等の安全性確保の向上

令和元年５月、滋賀県大津市で発生した車同士の衝突に園児らが巻き込まれて死傷した交通事故を受け、歩行者が巻き込まれる事故の危険性が高い交差点を調査し、令和３年度から歩行者自転車用柵（横断抑止柵）を車両用防護柵への取替えを進めている。

(11) 地震や雪害等への備え

道路を管理する上で、震災、雪害、風水害への対応は非常に重要な課題である。

当事務所では、地震時の瓦礫等の除去に関しては３８社、除雪に関しては２６社の地元企業と、緊急時の協力体制に関する協定を結び、危機管理の充実を図っている。

災害時の緊急道路障害物除去作業等について管内各区と連携しつつ危機管理への備えをしている。

(12) 令和6年度工事予定一覧表

科 目	種 別	施行予定箇所	備 考
道路維持費	道 路 維 持 工 事	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	道 路 浚 渫 等	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内ほか（巡回委託を含む）	
	排水場、共同溝、 大気浄化施設保守	共同溝保守委託ほか	
	緑 地 保 護 管 理	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	そ の 他	管内道路附属物（防護柵等）清掃委託ほか	
橋梁維持費	橋 梁 維 持 工 事	千登世歩道橋維持工事（塗装）ほか	
	そ の 他	橋梁しゅんせつ	
道路補修費	路 面 補 修 工 事	高島通り（板橋区高島平一丁目から高島平九丁目） ほか	
	道路施設整備工事	向原・小竹トンネル非常警報設備改修、板橋相生陸 橋受変電設備改修、北町若木トンネル換気設備分解 整備、板橋四ツ又駐車場設備改修、街路灯改修ほか	
	道 路 緑 化 の 推 進	街路樹診断	
橋梁整備費	橋 梁 整 備 工 事	みのわ陸橋長寿命化工事ほか	
交通安全施設費	無 電 柱 化 の 推 進	電線共同溝設置工事1件、委託工事4件	
	自 転 車	特443号 自転車通行空間整備工事ほか	
	そ の 他	区画線設置工事	

(13) 令和5年度工事实績一覧表

科 目	種 別	施行箇所	備 考
道路維持費	道 路 維 持 工 事	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	道 路 浚 渫 等	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内ほか（巡回委託含む）	
	排水場、共同溝、大気浄化施設保守	共同溝保守委託ほか	
	緑 地 保 護 管 理	豊島工区、板橋工区、練馬工区、石神井工区管内	
	そ の 他	管内道路附属物（防護柵等）清掃委託ほか	
橋梁維持費	橋 梁 維 持 工 事	西高島平駅前歩道橋維持工事（塗装）ほか	
	そ の 他	橋梁しゅんせつ	
道路補修費	路 面 補 修 工 事	環八通り 練馬区春日町五丁目から春日町二丁目ほか	
	道路施設整備工事	練馬春日町トンネル非常警報・直流電源装置改修、板橋四ッ又駐車場設備改修、街路灯改修工事、谷原排水場自家発電設備改修工事ほか	
	道 路 緑 化 の 推 進	街路樹診断 高島通り	
橋梁整備費	橋 梁 整 備 工 事	みのわ陸橋長寿命化工事	
交通安全施設費	無 電 柱 化 の 推 進	電線共同溝設置工事1件、委託工事3件	
	標 識	道路標識設置工	
	自 転 車	千川通り 自転車通行空間整備工事ほか	
	そ の 他	区画線設置工事	

IV 道路の建設（用地課・工事第一課所管）

道路は円滑な交通を確保し、地域の安全性、利便性の向上、安全な避難路、延焼遮断帯などによる防災性の向上、また、上下水道、電気、ガス等のライフラインを収容し、地域の生活を支える生活基盤として重要な都市施設である。さらには、地域の活性化、都市景観、都市環境の向上に大きな効果が期待されている。

しかしながら管内の都市計画道路をはじめとする道路の整備率は低い水準にあり、地元からはその整備促進の要望が多く出されている。

管内の都市計画道路の整備率は59.9%（豊島区65.4%、板橋区68.5%、練馬区52.0%）（令和4年3月31日現在）で、23区の平均66.2%と比較しても低く、特に練馬区の整備が遅れている。

現在、道路整備事業1路線（2箇所）、街路整備事業12路線（17箇所）、交通安全施設事業（歩道整備）3路線（3箇所）、（交差点すいすい）2路線（2箇所）で事業を進めている。

また、街路整備事業のうち、木造家屋が密集する整備地域の防災性向上を目的に整備を進めている「特定整備路線」は5路線（8箇所）で事業を進めており、令和7年度（2025年度）までに整備する予定である。

1 道路整備事業

(1) 放射7号線（大泉）

放射7号線は、千代田区九段北一丁目を起点とし、文京区を通過、練馬区西大泉五丁目を終点とする延長19.3kmの都市計画道路で、都心部と多摩地域を東西に結ぶ重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、練馬区大泉学園町二丁目から西大泉五丁目までの延長2,000m（計画幅員25m）の区間について、平成16年度に事業説明会及び現況測量、平成17年度に用地測量を行い、平成18年7月に事業認可を受け事業に着手している。

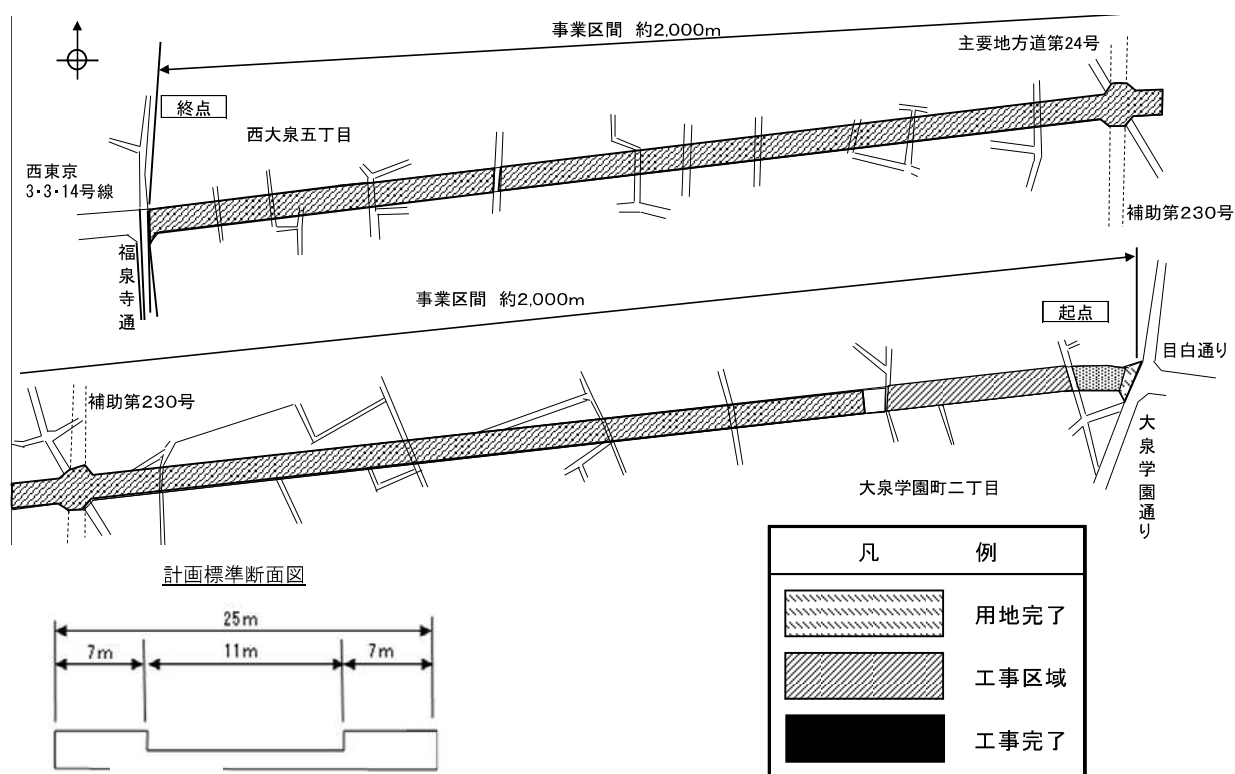
また、西東京市で平成27年8月に開通した西東京 3・3・14と繋がることで、東京外かく環状道路や多摩南北道路の調布保谷線と連絡し、多摩地域との連携が一層、強化される。

《用地関係》

- ・平成18年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約98%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成22年度は、一部の区間で搬入路整備工事を実施した。
- ・平成23年度は、排水管工事を実施した。（主24から終点間の内、約400mを歩行者通路として平成23年6月に一般開放）
- ・平成24年度～29年度は、街路築造工事、電線共同溝工事、排水管工事を実施した。
（歩行者通路として、大泉学園通りから約240mを平成29年1月に一般開放、西大泉五丁目付近の約375mを平成29年11月に一般開放）
- ・平成30年度～令和5年度は、街路築造工事、電線共同溝工事、排水管工事、道路照明設置工事、防護柵設置工事を実施した。
- ・令和6年度は、街路築造工事、補償代行工事を実施している。



（２）放射7号線・補助134号線（谷原交差点）

放射7号線（目白通り）と補助134号線（笹目通り）の交差する谷原交差点（練馬区谷原一丁目～高野台四丁目）は、都内でも交通混雑の著しい交差点として地元、各関係機関よりその改善が強く求められ、昭和58年11月に放射7号線と補助134号線の立体交差の整備が完了している。

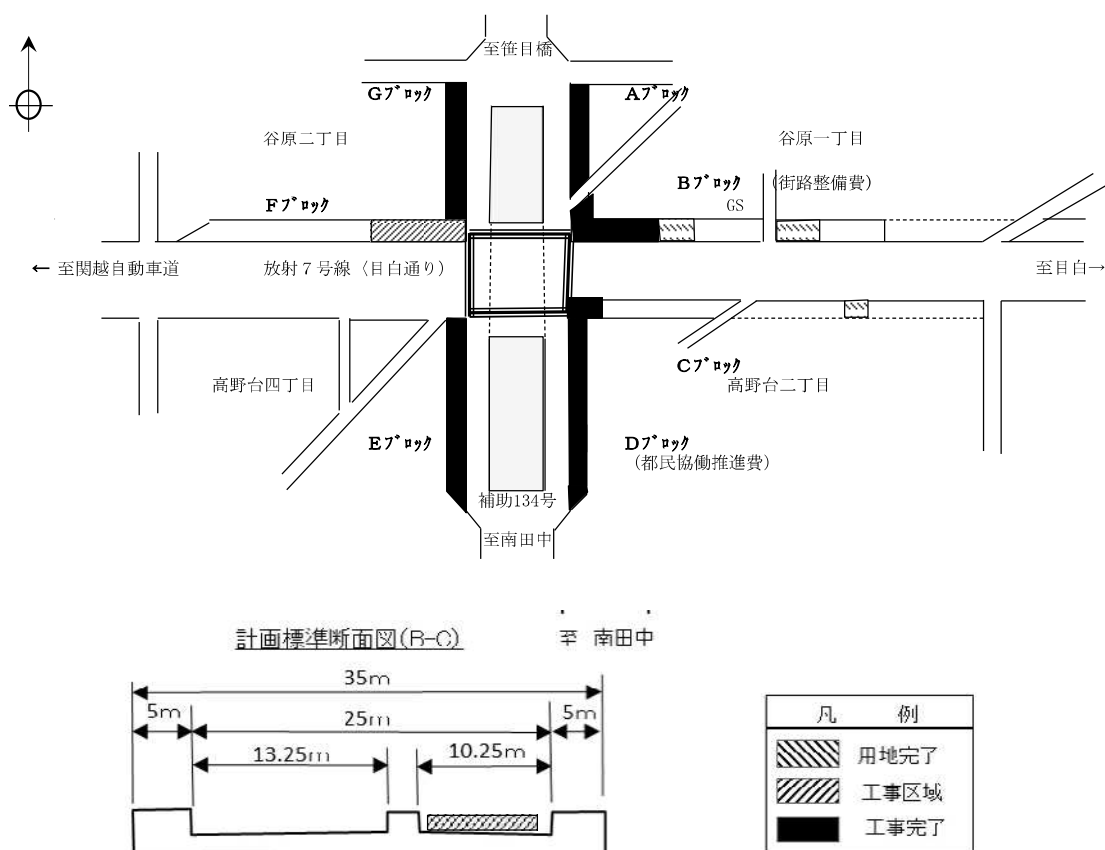
その後、関越自動車道の全線開通による交通量の増加に対処するため、昭和59年2月に東京都、練馬区、警視庁及び関係部局を含めた「谷原交差点付近交通処理対策検討委員会」を設置し、交差点前後の拡幅を主体とする整備計画を作成し、昭和60年1月から用地取得及び街路築造工事を進めている。

《用地関係》

- ・昭和60年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約59%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・昭和60年10月の関越自動車道の全線開通に合せAブロックの暫定拡幅工事を実施し、引き続きB・Cブロックの暫定拡幅工事、それに伴う歩道橋の架替工事（スロープ化）を実施した。
- ・昭和61年度～平成5年度は、G・Eブロックの暫定拡幅工事、A・Gブロック間の歩道橋架替工事等を実施した。
- ・平成5年度～平成8年度は、G・Eブロック間の歩道橋架替工事、Eブロックの暫定拡幅整備工事等を実施した。
- ・平成9年度～平成11年度は、D・Eブロック間及びB・Cブロック間の歩道橋架替工事等を実施した。
- ・平成19年度は、Dブロックの暫定拡幅整備工事を実施した。
- ・令和3年度から令和4年度にかけて、Fブロックの暫定拡幅整備工事を実施した。



(3) 放射9号線（西巣鴨）国道17号

放射9号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、文京区、豊島区を通過、板橋区舟渡三丁目を終点とする延長14.0kmの都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、豊島区巣鴨三丁目から西巣鴨四丁目までの延長約1,350mの区間について、Ⅰ期（西巣鴨三丁目～四丁目・延長400m）、Ⅱ期（巣鴨四丁目～五丁目・延長485m）、Ⅲ期（巣鴨三丁目～五丁目・延長465m）の区間に分けて昭和63年度より拡幅整備を行っており、Ⅰ期区間は平成22年度に完了した。

Ⅱ期区間は、平成7年度早期に用地測量を行い同年11月に、Ⅲ期区間は、平成10年度早期に用地測量を行い平成11年3月にそれぞれ事業承認を受け事業に着手しており、Ⅱ期区間は平成28年度に完了した。

Ⅲ期区間は、引き続き用地取得や地元の街づくりの諸課題の検討、整備の方向性を策定するとともに拡幅整備を進めている。

《用地関係》

(Ⅲ期) ・平成11年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約89%を取得した。

・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

(Ⅲ期) ・平成21年度は、上り線側の排水管工事を実施した。

・平成22、23年度は、下り線側の排水管工事を実施した。

・平成26年度は、上り線側の電線共同溝工事を実施した。

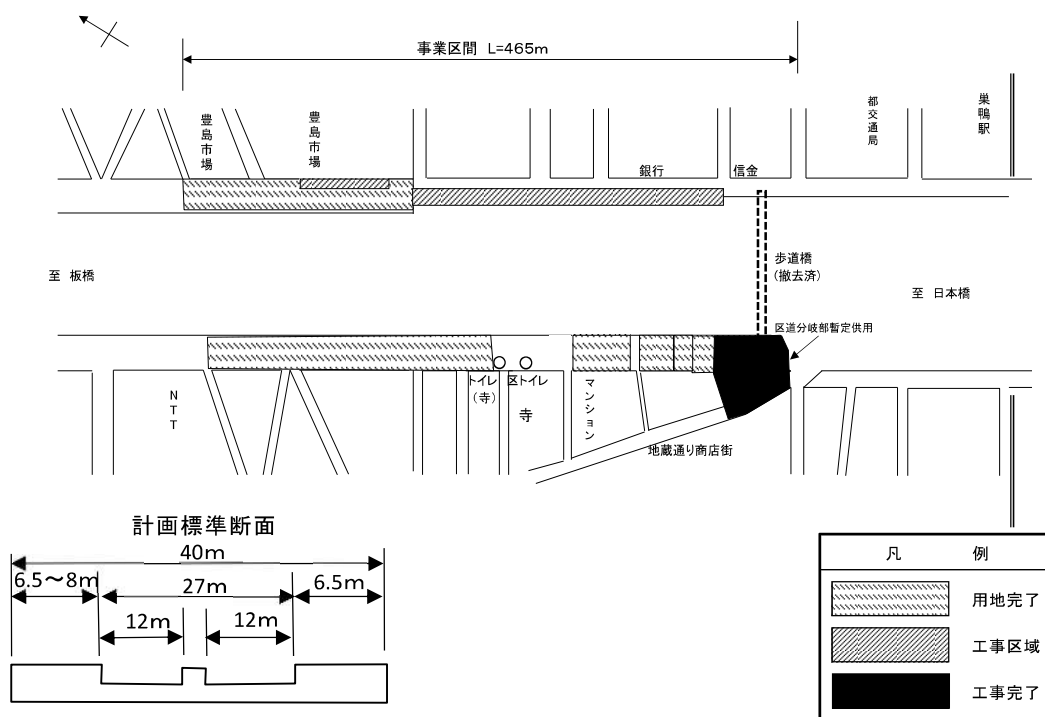
・平成30年度は、電線共同溝工事を実施した。

・平成31年度は、地蔵通り入口付近の暫定形街築工事及び歩道橋撤去工事を実施した。

・令和2・3年度は、共同溝換気口移設工事、地蔵通り入口付近の電線共同溝工事及び暫定歩道整備工事を実施した。

・令和4年度から令和5年度にかけて、暫定歩道整備工事を実施した。

・令和5年度から令和6年度にかけて、協議及び暫定歩道整備工事を実施している。



(4) 放射35号線（早宮・北町）

放射35号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、板橋区新河岸三丁目を終点とする延長8.5kmの都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る重要な骨格幹線道路である。川越街道（国道254号）から埼玉県境まで約3.6kmについては新大宮バイパス（国道17号）として暫定供用されている。

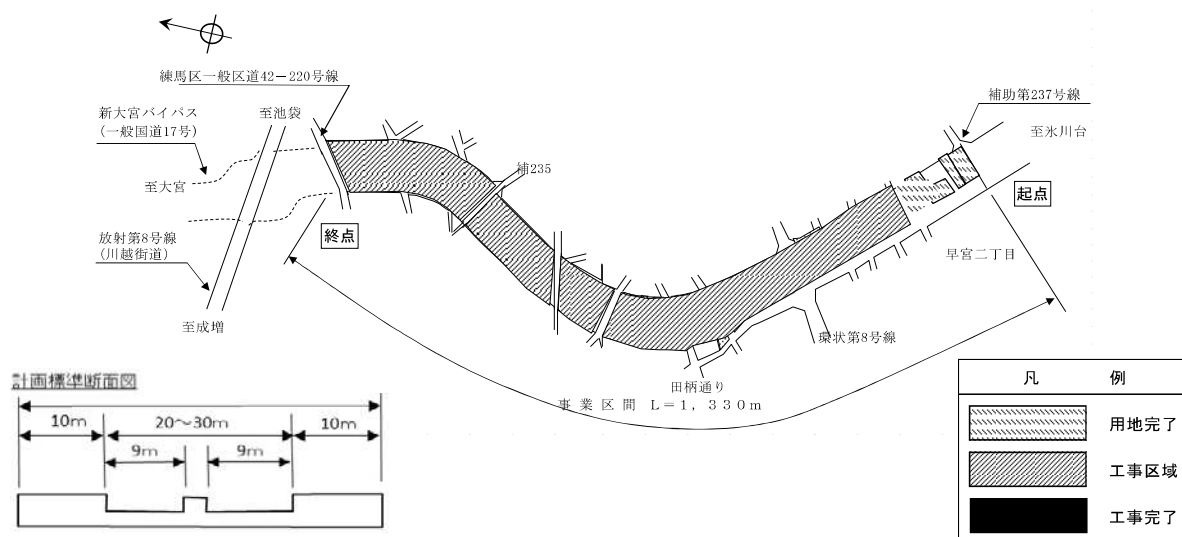
当事務所では、練馬区早宮二丁目から北町五丁目までの延長1,330m（計画幅員40m又は50m）について、平成15年度に現況測量、平成16年度に用地測量を行い、同年12月に事業認可を受け事業に着手している。

《用地関係》

- ・用地取得については、平成16年度から平成19年度まで道路整備保全公社に委託し、連携を図りながら実施してきたが、平成20年度から第四建設事務所で執行しており令和5年度末までに約99%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成19年度より北町地区において工事に着手した。
- ・平成24年度から、立体交差部の道路構造物築造工事に着手（環八通り交差部は除く、平成27年度まで）した。
- ・平成26年度から、北町地区の街路築造工事及び電線共同溝工事に着手した。
- ・平成27年度から、環八通り交差部の立体交差部の道路構造物築造工事を着手（平成30年度まで）した。
- ・平成28年度は、北町地区の歩行者通路を一般開放（①平成28年4月 約440m②平成29年1月 約170m）した。また、終点から川越街道間の国道事業用地において暫定道路築造工事に着手した。
- ・平成30年度から、平和台地区の街路築造工事に着手した。
- ・平成31年度は、環八通りから川越街道までの暫定交通開放（地上部往復2車線）に伴う街路築造工事を実施し、令和2年3月に交通開放を行った。
- ・令和2年度から、トンネル内の街路築造工事、道路排水設備工事に着手した。
- ・令和3年度から、早宮地区の街路築造工事に着手した。
- ・令和4年度から、トンネル設備工事及び電気室建築工事を実施し令和6年2月に平和台トンネルの暫定交通開放を行った。
- ・令和5年度から、横断歩道橋工事等に着手し、令和6年度に横断歩道橋エレベーター設置工事に着手する予定。



（５）放射３５・３６号線（小茂根・早宮）

放射35号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、板橋区新河岸三丁目を終点とする延長8.5kmの都市計画道路、また、放射36号線は豊島区要町一丁目を起点とし、練馬区早宮一丁目を終点とする延長4.3kmの都市計画道路で、池袋副都心から埼玉県に至る重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、板橋区小茂根四丁目から練馬区早宮二丁目までの延長1,970mについて、平成23年度に用地測量を行い、同年12月に事業認可を受け事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成24年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約88%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

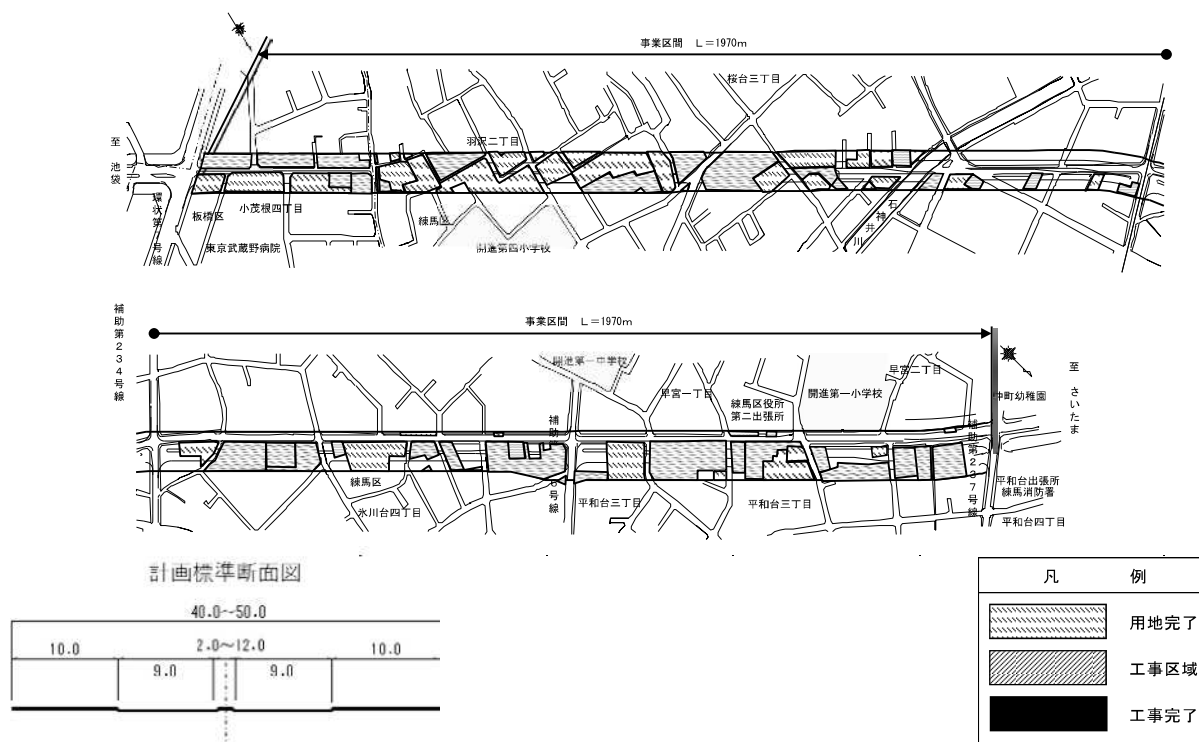
- ・平成27年度は、一部埋蔵文化財調査（試掘）を実施した。
- ・道路整備計画案については、平成29年7月から歩道検討会（計4回開催）や説明会、オープンハウスなどを通じて地域の意見や要望を取り入れ作成した。

平成30年3月 歩道整備計画案を沿道・周辺住民へ配布

平成31年4月 オープンハウスにて道路整備計画案を掲示し意見・要望を確認

令和元年11月 道路整備計画案について説明会及びオープンハウスを実施

- ・平成29、30年度は、工事搬入路整備工事を実施した。
- ・令和2年度から、石神井川橋梁の下部工事（令和5年度まで）に着手した。
- ・令和3年度から、小茂根地区の排水管設置工事及び街路築造工事に着手した。
- ・令和4年度から、石神井川橋梁の上部工事（令和5年度まで）に着手した。
- ・令和5年度は、羽沢地区・桜台地区・氷川台地区の一部区間で排水管設置工事に着手した。
- ・令和6年度は、羽沢地区・桜台地区の一部区間で排水管設置工事の着手を予定している。



（６）環状５の１号線

環状５の１号線は、渋谷区広尾五丁目を起点とし、新宿区、豊島区を通過、北区滝野川二丁目を終点とする延長13.9kmの都市計画道路で、渋谷、新宿、池袋副都心を連絡する道路として、さらに地下鉄の導入空間として公共交通を支える重要な骨格幹線道路である。

当事務所では、豊島区高田三丁目から南池袋二丁目までの延長1,400m（計画幅員30m～40m）の区間のほか、豊島区上池袋一丁目から同区西巣鴨三丁目までの延長770m（計画幅員27m）について事業を進めている。

① 環状５の１号線〔雑司が谷〕

本事業区間については、平成23年4月に平面から地下道路構造に都市計画決定（変更）し、同年10月に事業認可（変更）を受け、暫定道路整備に続き地下道路整備に事業着手している。

この整備により適切な道路ネットワークが形成され、池袋副都心周辺、特に池袋駅前の明治通りの交通混雑緩和が期待されている。

《用地関係》

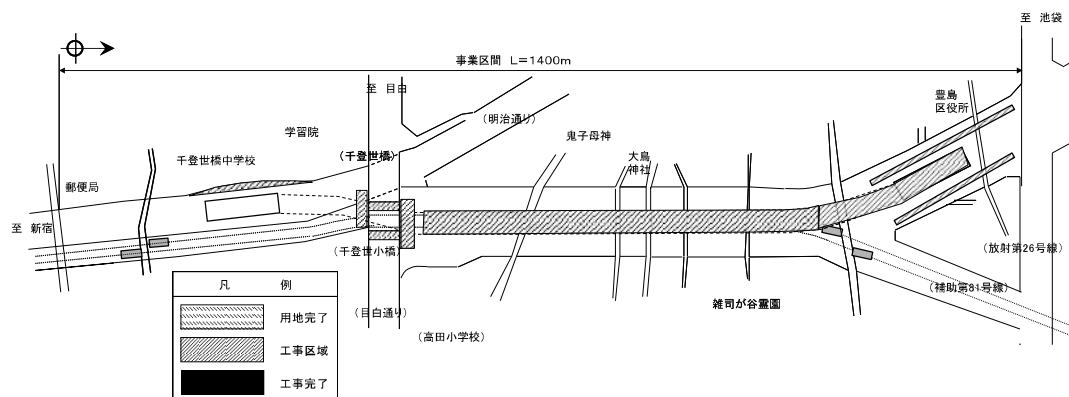
- ・平成10年より用地取得に着手し、暫定道路整備に係る用地については平成22年度で取得を完了した。
- ・平成24年度より地下道路整備に必要な用地取得を進め、令和５年度末までに66%を取得した。
- ・令和６年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

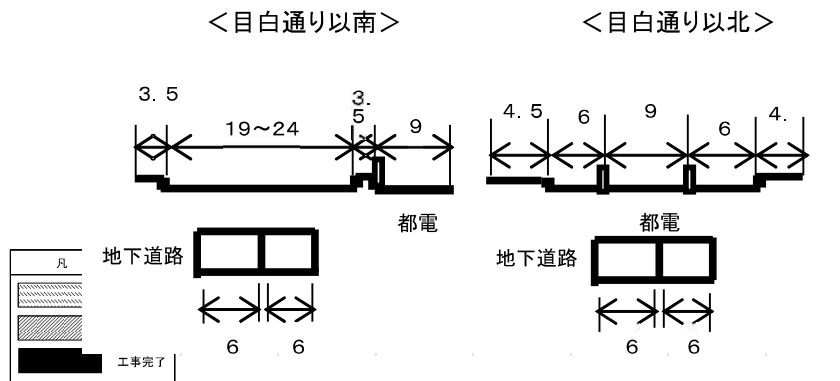
- ・平成14年度から埋蔵文化財調査に着手し、平成15年度に放射26号線（日出通り）から補助81号線間の排水管工事を実施し、平成17年度に補助81号線から南側165m区間の排水管工事を実施した。
- ・平成18年度から沿道の利便性向上を図るため、放射26号線から460m区間の暫定整備に着手し、平成19年度から平成20年度にかけて残る530m区間の暫定整備を実施した。
- ・平成21年度から平成24年度も引き続き暫定整備工事を実施し、平成24年9月に整備を完了した。
- ・平成24年度から、都電直下の東京都交通局に委託施行した区間の地下道路築造工事を実施している。
- ・平成25年度から、千登世橋中・学習院の拡幅区間における道路擁壁築造工事及び補償代行工事を実施した。
- ・平成27年度から、豊島区役所前の地下道路築造工事を実施した。
- ・平成28年度は、学習院の補償代行工事を実施した。
- ・平成29年度は、明治通りの歩道切回し工事を実施した。
- ・平成31年度は、千登世小橋橋台背面の地盤改良工事に着手した。
- ・令和２年度は、目白通り交差部の地下道路築造（推進工法）に向けた立坑工事に着手した。
- ・令和６年度は、引き続き立坑工事を進める。

《地下鉄関係》

- ・地下鉄副都心線の導入空間として、東京地下鉄(株)が平成13年３月に工事施行認可を得て、用地取得済箇所から埋蔵文化財調査に着手、平成14年度から工事着手、平成20年６月14日に開業した。



計画標準断面図



② 環状5の1号線〔西巣鴨I期〕

当該事業区間は、幅員約22mの道路を27mに拡幅整備するもので、区部環状方向の道路ネットワークを形成されるほか、自転車通行空間の整備や無電柱化により、安全で快適な歩行空間が整備され、歩行者・自転車の安全性の向上が期待されている。

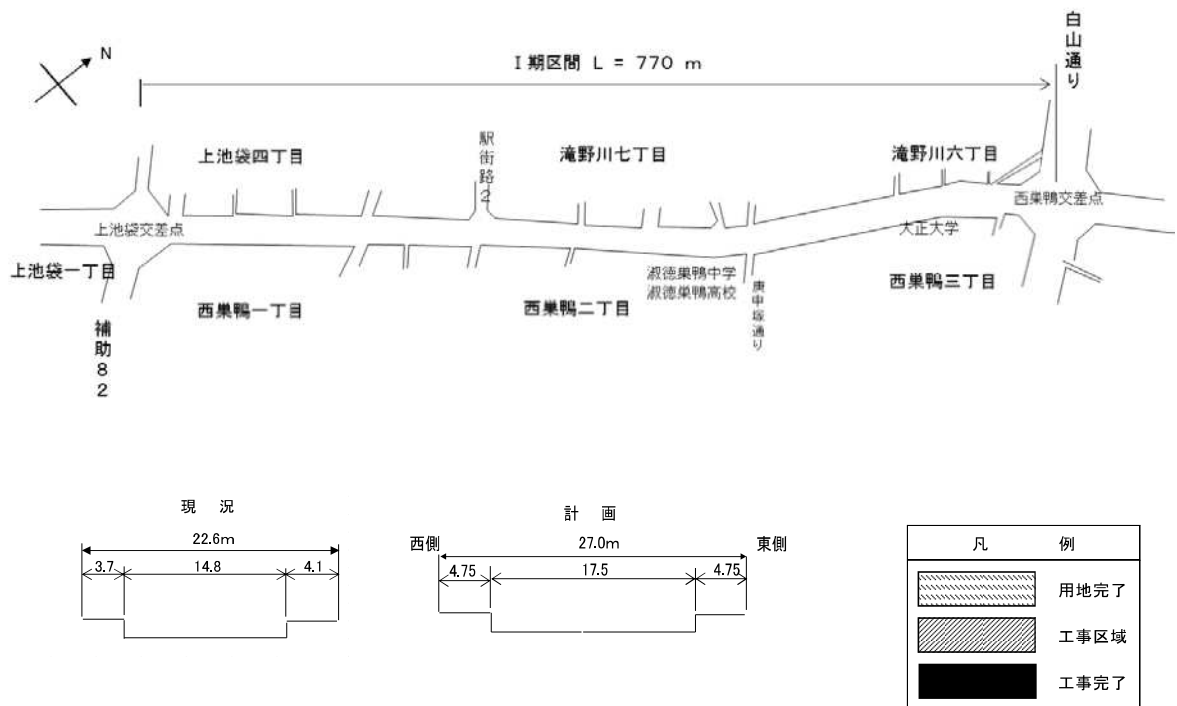
平成29年度に事業及び測量説明会を実施し、令和4年4月25日に事業認可を取得した。

《用地関係》

- ・令和6年度から、道路整備保全公社に委託し、連携を図りながら用地取得を実施していく。

《工事関係》

- ・令和6年度は、早期の工事着手に向け、道路設計や関係機関との協議等を予定している。



(7) 補助133号線（中村南）

補助133号線は、世田谷区桜丘一丁目を起点とし、板橋区赤塚六丁目を終点とする延長15.9kmの都市計画道路で、環状方向の幹線道路の機能を補完する重要な路線である。

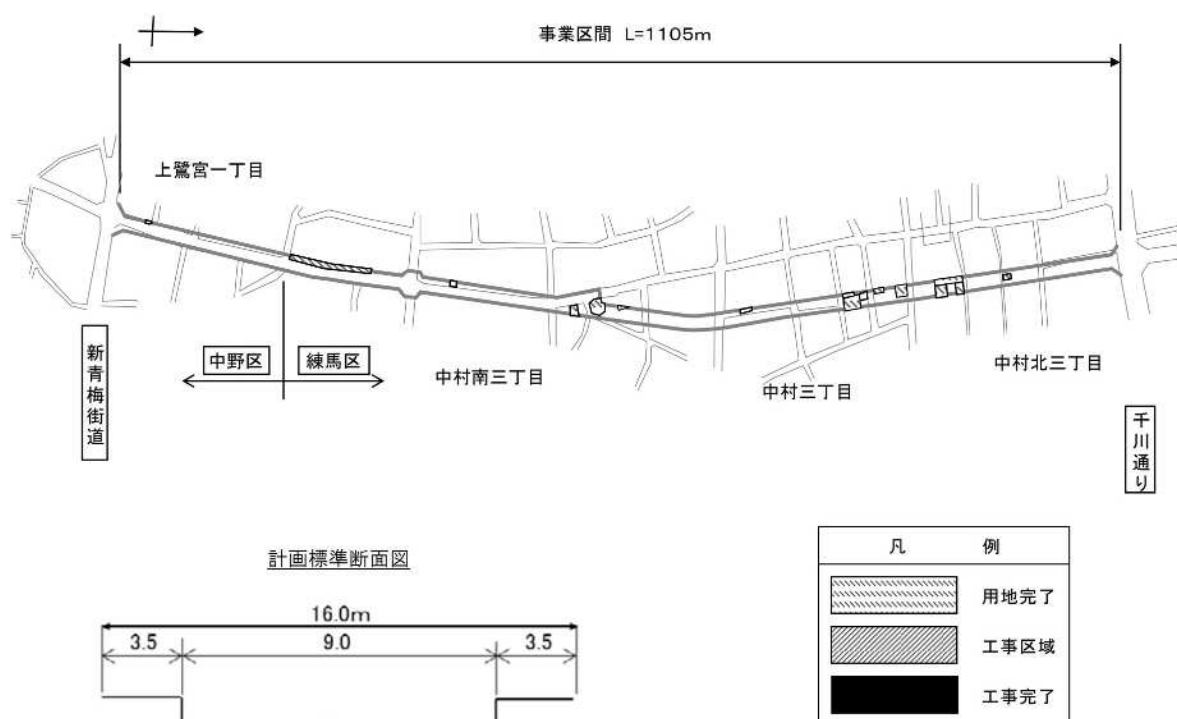
当事務所では、中野区上鷺宮一丁目から練馬区中村北三丁目までの延長1,105m（計画幅員16m）の区間について、整備を完了している中村北区間に続き、平成28年度に用地測量を行い平成29年10月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・平成30年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約21%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和6年度は、引き続き道路設計や関係機関と協議等の実施を予定している。



(8) 補助172号線(早宮)

補助172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

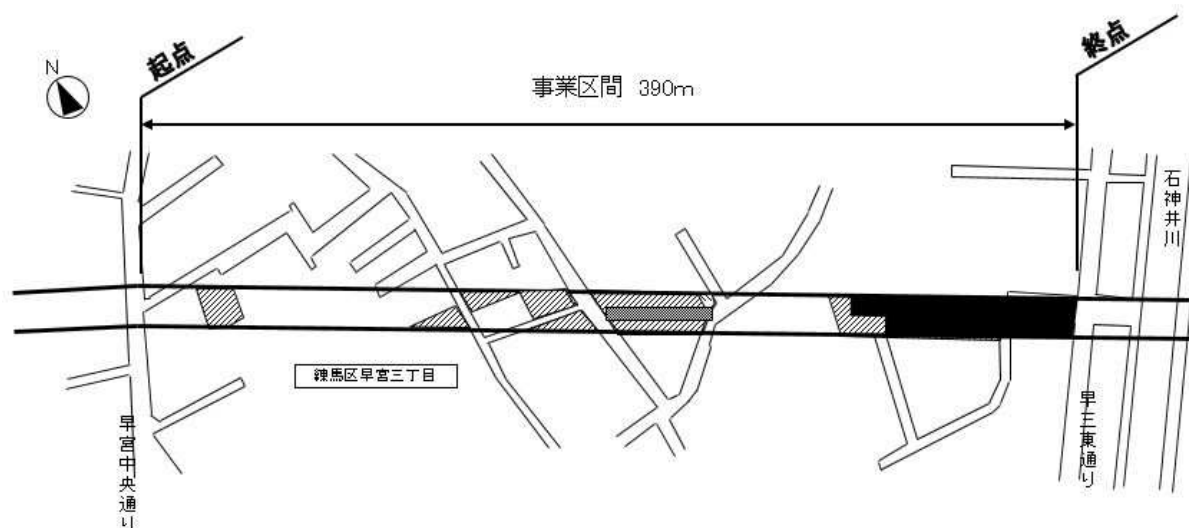
当事務所では、練馬区早宮三丁目地内の延長390m(計画幅員16m)の区間について、整備を完了している春日町区間に続き、平成23年度に用地測量を行い平成24年6月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

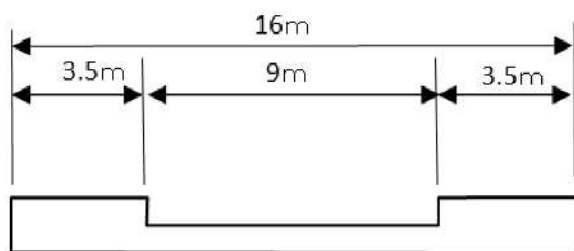
- ・平成25年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約44%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成31年度は、起点側(早三通り側)の排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・令和2年度は、起点側(早三通り側)の街築工事を実施した。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(9) 補助230号線（大泉町Ⅰ期・Ⅱ期）

補助230号線は、練馬区関町南四丁目を起点とし、練馬区光が丘三丁目を終点とする延長10.4kmの都市計画道路で地域の幹線道路として重要な路線である。練馬区光が丘二丁目から笹目通りまで延長約1.0km区間は、地下鉄大江戸線建設時の平成3年度に整備が完了している。

笹目通りから大泉学園通りまで延長約3.2km区間のうち、土支田通りまで延長約1.1km区間が、練馬区施行の土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）と都市整備局施行の街路事業（平成18年8月事業認可）により整備が進められ、平成25年11月に交通開放した。

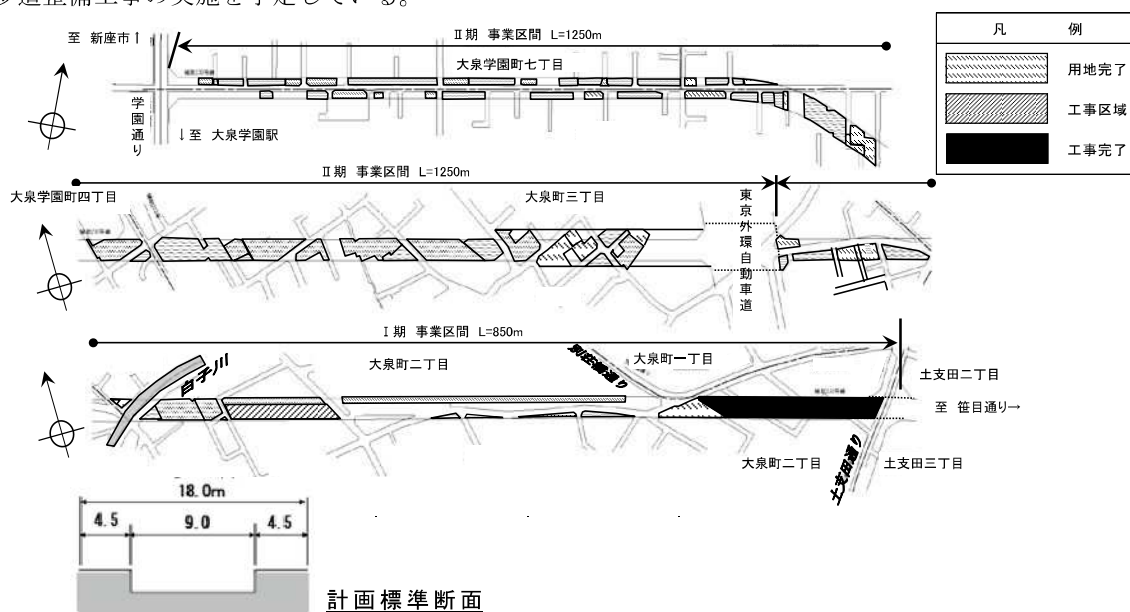
当事務所では、練馬区大泉学園町七丁目から大泉二丁目までの延長2,100m（計画幅員18m）について、平成10、11年度に現況測量、用地測量の一部を行った。地元及び関係機関との調整状況を踏まえ事業化を見合わせていたが、練馬区北西部における交通の円滑化や、平成18年度から沿道地区まちづくり計画の策定に向け地区ごとに練馬区と住民との協議会が発足したことを踏まえ、大泉町（Ⅰ期）区間として平成19年度に土支田通りから外環まで（延長850m）、大泉町（Ⅱ期）区間として平成20年度に外環から大泉学園通りまで（延長1,250m）の用地測量を再開し、大泉町区間については平成21年7月、大泉学園町区間については平成22年8月に事業認可を受け事業に着手している。なお、令和3年3月、大泉町（Ⅰ期）区間のうち練馬区土支田三丁目から同区大泉町二丁目までの約200m区間について暫定交通開放した。

《用地関係》

- ・Ⅰ期区間は令和5年度末までに約96%を取得した。
- ・Ⅱ期区間は令和5年度末までに約73%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・平成26、27年度は、Ⅰ期区間において排水管及び暫定歩道舗装工事等を実施した。
（土支田通りから別荘橋通りまでの一部区間を暫定歩道として平成27年4月に一般開放）
- ・平成28～30年度は、Ⅰ期区間において引き続き排水管、電線共同溝工事、街路築造工事を実施した。
- ・平成31年度から令和3年度にかけて、Ⅰ期区間において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施した。
- ・令和4年度は、Ⅰ期区間において仮設道路整備工事等を実施した。
- ・令和5年度は、Ⅱ期区間において仮設歩道整備工事に着手した。
- ・令和6年度は、Ⅰ期区間においては白子川橋梁の準備工事を行い、Ⅱ期区間においては引き続き仮設歩道整備工事の実施を予定している。



(10) 補助233号線（大泉学園町）

補助233号線は、練馬区大泉学園町四丁目を起点とし、練馬区大泉学園町九丁目埼玉県境を終点とする延長約1.5kmの都市計画道路で、都県境地域の連携を強化し適切な交通分散による周辺道路の混雑緩和に寄与する重要な都市計画道路である。

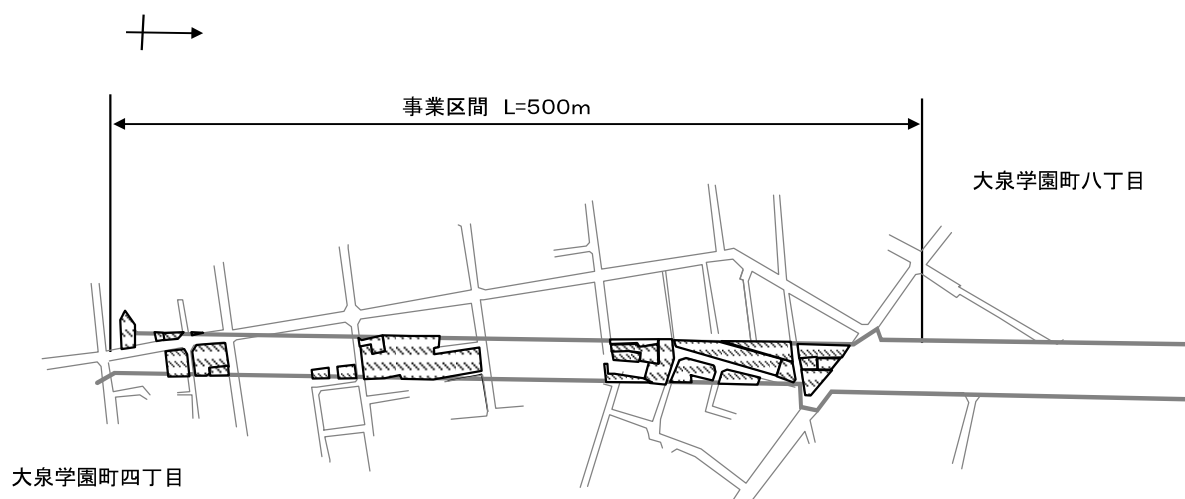
当事務所では、練馬区大泉学園町四丁目地内から大泉学園町八丁目までの区間約500m（計画幅員25m）について、整備を完了している区間に引き続き、平成27年8月に事業認可を受け、事業に着手している。

《用 地 関 係》

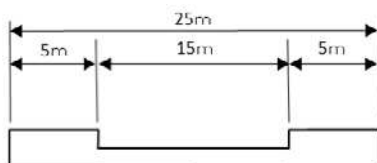
- ・平成28年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約45%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・令和6年度は、引き続き設計や関係機関との協議・調整を進める。



計画標準断面



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(11) 補助 1 5 6 号線（南大泉）

補助 1 5 6 号線は、練馬区谷原五丁目を起点とし、練馬区西大泉一丁目を終点とする延長4kmの都市計画道路で、練馬区北西部の道路ネットワークを形成する地域の幹線道路であるとともに、区部と多摩地域の連携強化等を担う重要な路線である。

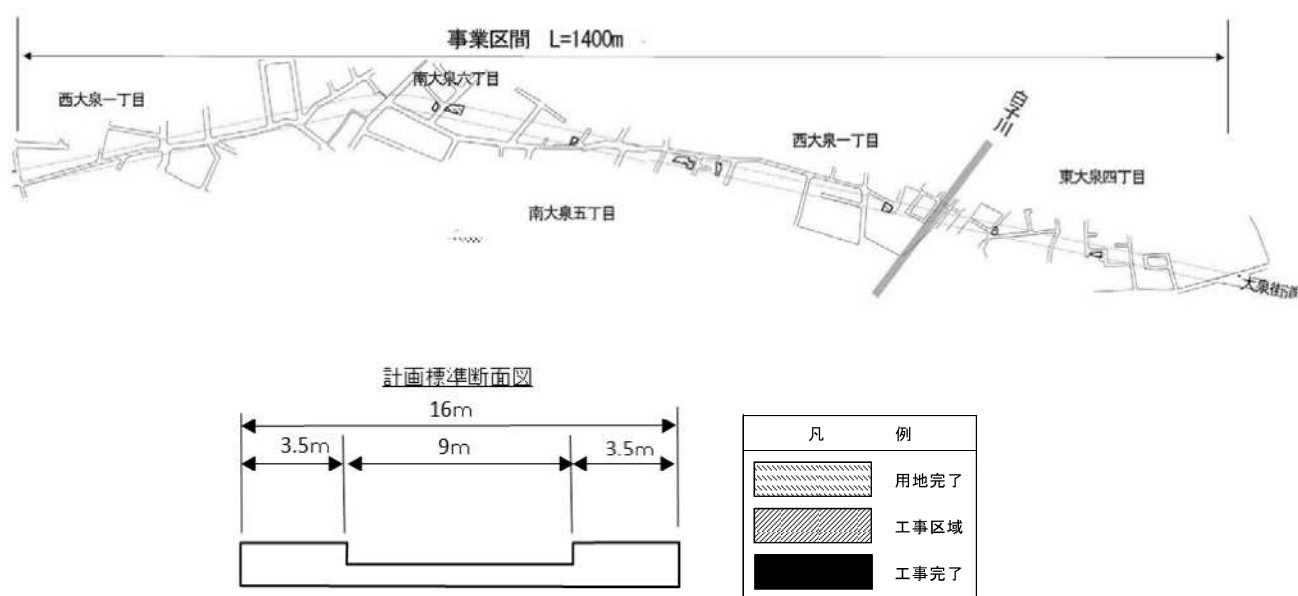
当事務所では、練馬区東大泉四丁目から練馬区西大泉一丁目までの延長1.4km（計画幅員16m）の区間について、平成30年度から現況及び用地測量を行い令和3年度に事業認可を受け、事業に着手している。

《用 地 関 係》

- ・令和4年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約6%を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・令和6年度は、引き続き設計や関係機関との協議・調整を進める。



(12) 補助229号線（下石神井）

補助第229号線は、練馬区旭丘一丁目を起点とし、練馬区関町南四丁目を終点とする延長約10.2kmの都市計画道路で、地域交通の円滑化に効果のある重要な地域幹線道路である。

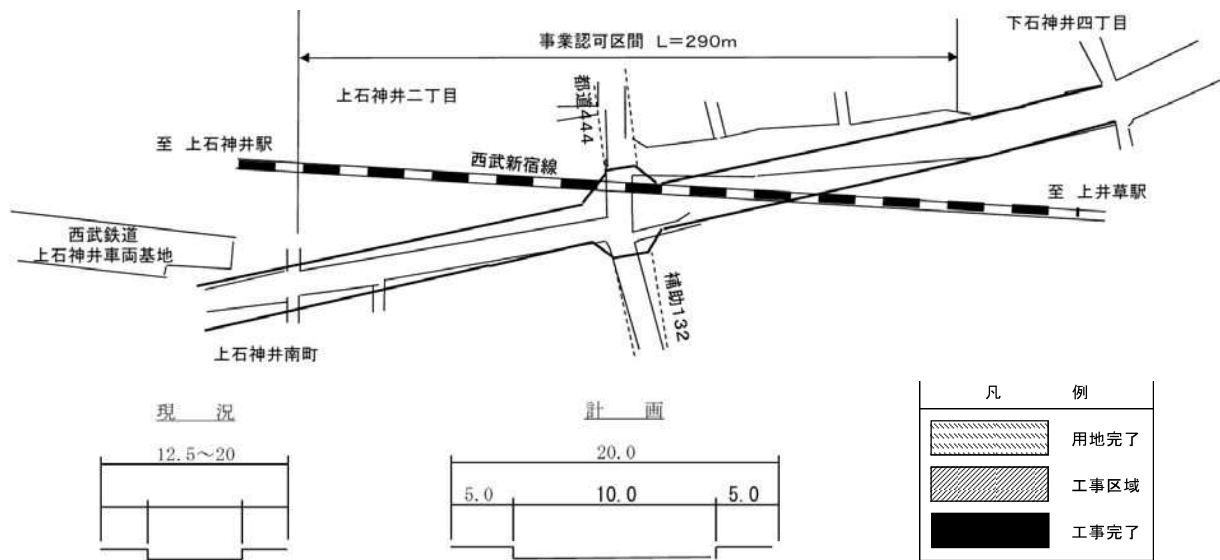
当事務所では、練馬区下石神井四丁目から練馬区上石神井南町までの延長290m（計画幅員20m）の区間について、令和4年度から現況及び用地測量を行い令和5年度に事業認可を受け、事業に着手している。

《用地関係》

- ・令和6年度より、用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和6年度は、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。



(13) 主要地方道千代田練馬田無線（8号）

主要地方道8号線は、千代田区を起点とし、西東京市を終点とする都道で、都心から多摩方面に向かう東西方向の主要な道路である。（通称道路名 目白通り、富士街道）

当事務所では、練馬区石神井町三丁目から七丁目までの区間延長220m、高野台四丁目から五丁目までの区間延長550mで拡幅整備を進めている。

① 主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔石神井〕

当該事業区間は、Ⅰ期区間（480m）について昭和62年度に事業着手、平成3年度に石神井公園駅北口再開発事業と整合を図るため延長150m延伸し、平成13年度に西武池袋線踏切までの延長175mを含めⅡ期(1)区間として延長325mの拡幅整備を完了している。

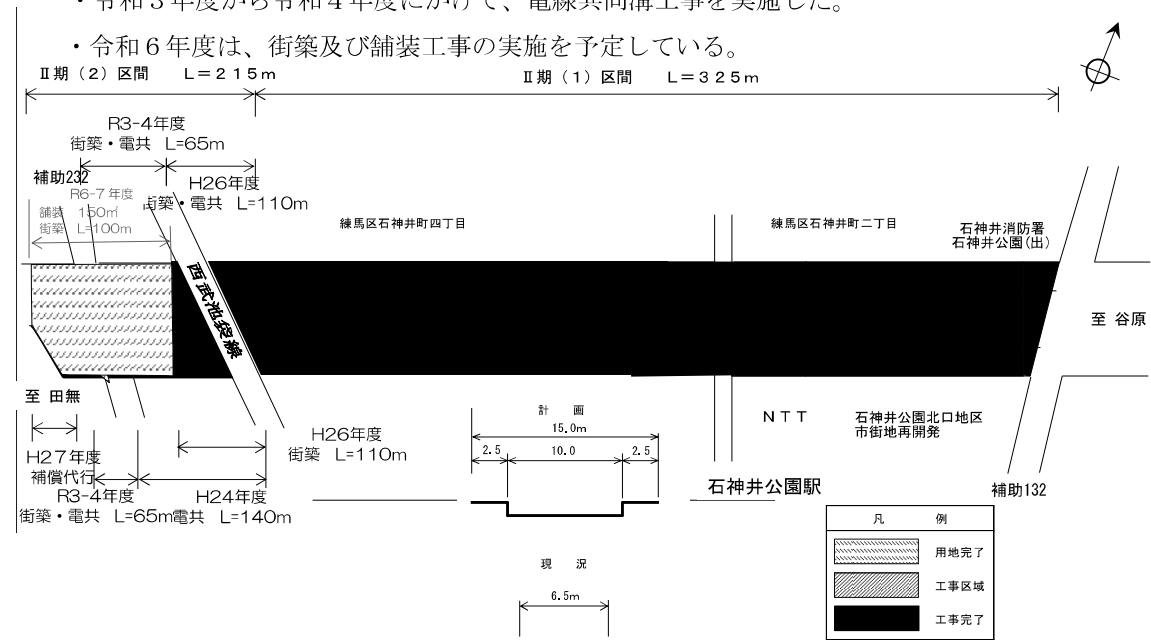
引き続き、西武鉄道池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業の着手（平成19年5月31日事業認可）に併せ、西武池袋線踏切から補助232号線までのⅡ期(2)区間延長140mについても平成19年度に用地測量を行い平成20年度に事業着手し、平成23年度には連続立体交差事業による立体交差化（踏切除却）に伴う補助232号線との交差点の交通の円滑化を図るため延長80m延伸し、Ⅱ期(2)区間合せて延長220mの範囲で拡幅整備を進めている。

《用地関係》

- ・Ⅱ期(2)平成20年度より西武池袋線踏切から補助232号線までの延長140m区間の用地取得に着手し、平成29年度で取得を完了した。

《工事関係》

- ・Ⅰ期区間は平成12年度、Ⅱ期(1)区間は、平成20年度にそれぞれ完成した。
- ・平成24年度は、Ⅱ期(2)の南側歩道内で排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成25年度は、Ⅱ期(2)で道路改修工事を実施した。
- ・平成26年度は、Ⅱ期(2)で道路改修工事及び電線共同溝工事と練馬区石神井庁舎の補償代行工事を実施した。
- ・平成27年度は、Ⅱ期(2)で引き続き練馬区石神井庁舎の補償代行工事を実施した。
- ・平成29年度は、設計や関係機関との協議を実施した。
- ・平成30年度は、引き続き設計や関係機関との協議を実施した。
- ・平成31年度及び令和2年度は、電線共同溝工事に向けて企業者工事を実施した。
- ・令和3年度から令和4年度にかけて、電線共同溝工事を実施した。
- ・令和6年度は、街築及び舗装工事の実施を予定している。



②主要地方道千代田練馬田無線（8号）〔高野台〕

当該事業区間は、平成8年度に事業説明会及び現況測量、平成9年度に用地測量を実施し、平成10年度に事業着手し拡幅整備を進めている。

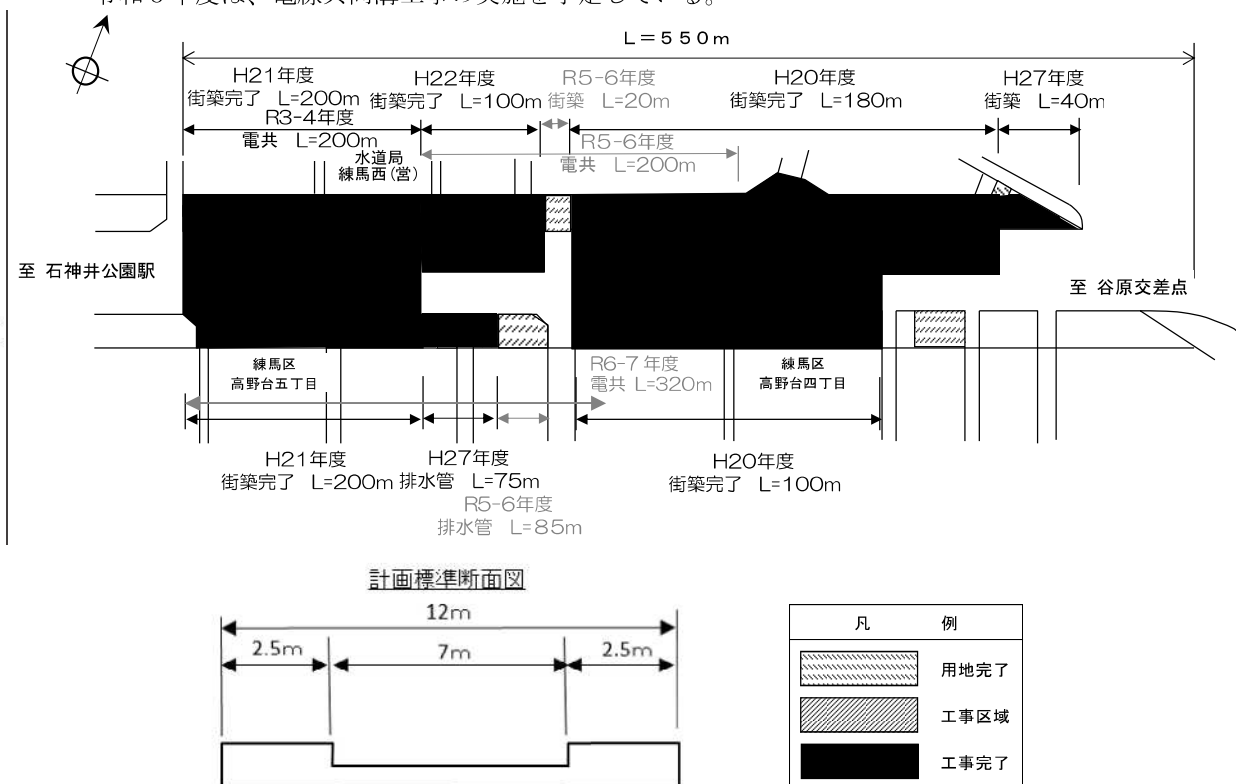
なお、取得した事業用地の一部可能な区間については、地域交通の安全性、利便性の向上を図るため暫定的に歩行者等に開放している。

《用 地 関 係》

- ・平成12年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約92%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成19年度は、高野台四丁目の延長120m区間で排水管工事を実施した。
- ・平成20年度は、高野台四丁目の延長100m区間で道路改修工事を、高野台五丁目の延長180m区間で排水管設置工事を実施した。
- ・平成21年度は、高野台五丁目の延長200m区間で、道路改修工事を実施した。
- ・平成22年度は、高野台四丁目の延長130m区間で、道路改修工事を実施した。
- ・平成24年度は、高野台三丁目から五丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・平成27年度は、高野台四丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・平成28年度は、高野台四丁目の一部で道路改修工事を実施した。
- ・令和2年度は、電線共同溝設計を実施した。
- ・令和3年度から令和4年度にかけて、電線共同溝工事を実施した。
- ・令和5年度は、排水管、電線共同溝及び街築工事を実施した。
- ・令和6年度は、電線共同溝工事の実施を予定している。



2 特定整備路線

特定整備路線は、「木密地域不燃化10年プロジェクト(※1)」において位置づけられたもので、「整備地域(※2)」の防災性向上を図る東京都施行の都市計画道路であり、防災上の整備効果が高い28区間25kmを選定し、2020（令和2）年度までの完成を目指し整備事業を開始した。

当事務所では、特定整備路線として補助73号線（池袋本町）など、7区間 約5.8kmが選定されている（事業中の補助81号線（南池袋）を含む）。

平成24年度末には、計画道路に掛かる土地所有者及び建物所有者を対象に「事前相談会」を開催し、特定整備路線の整備促進策である「生活再建等への特別支援の内容」などを説明し、事業への理解を得るとともに協力を要請している。

平成25年度、平成26年度に「事業及び測量説明会」を開催し、現況測量と用地測量を進め、平成26年度までにすべての特定整備路線の事業認可を取得し事業に着手している。

現在は、令和3年3月に策定された『「未来の東京」戦略』により、2025（令和7）年度全線整備を目標としている。

※1：「木密地域不燃化10年プロジェクト」

東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災を踏まえ、都民の生命と財産や都市機能を守り、木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）の改善を加速するため「木造地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を平成24年1月に策定した。

この方針の目的は、震災時に特に大きな被害が想定される「整備地域」を10年間の重点的・集中的な取組みにより「燃え広がらない・燃えないまち」にすることにある。

〈主な取組み内容〉

- ・延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備促進（特定整備路線）
- ・地元区と連携した市街地形成による不燃化促進（不燃化特区等）
- ・地域における防災まちづくりの気運醸成

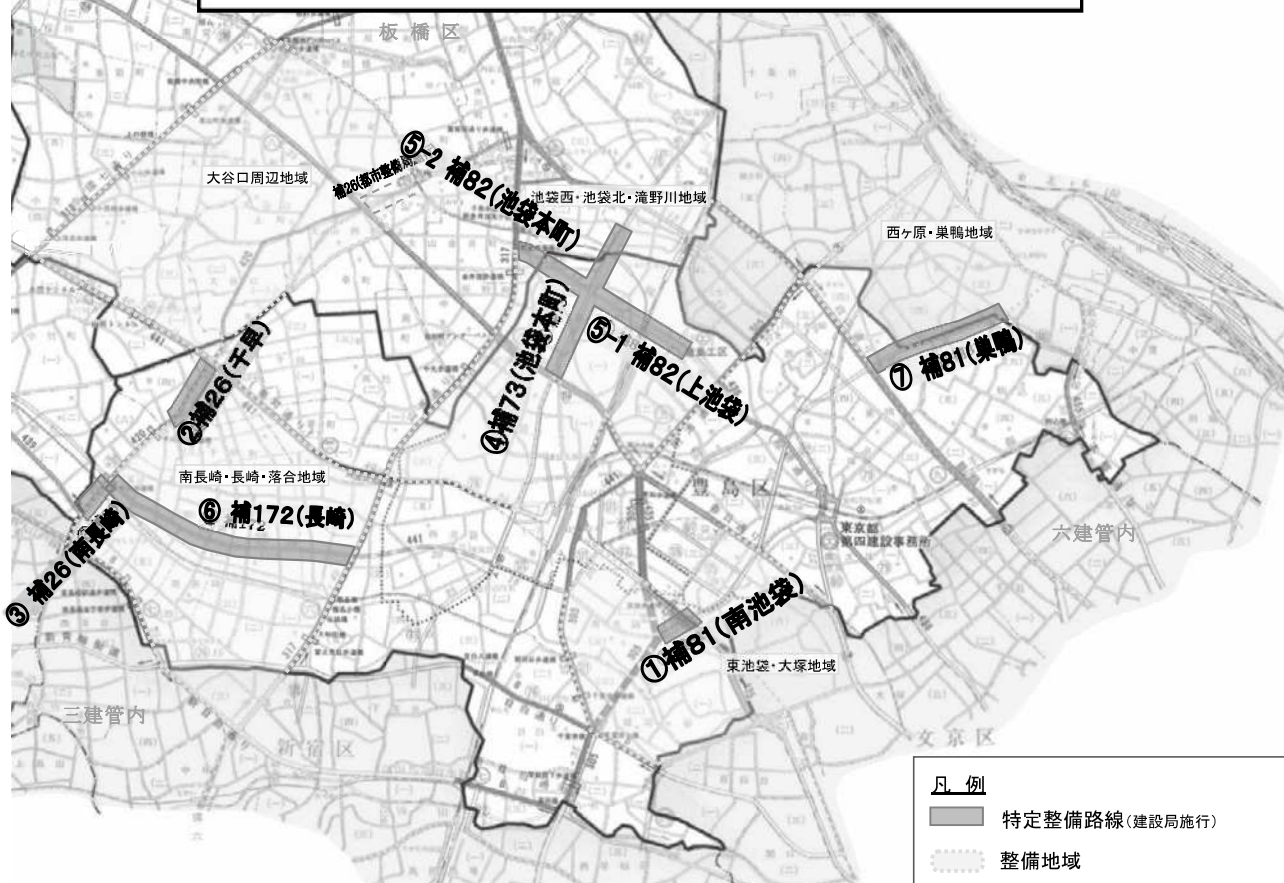
※2：「整備地域」

地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域。東京都震災対策条例に基づき、「防災都市づくり推進計画」において指定している。

<管内の特定整備路線一覧>

路 線 名	箇 所	所在区	整備地域	延 長 (m)	事業認可日
① 補助第81号線 (南池袋)	豊)南池袋二丁目～南池袋四丁目 (環状5の1～放射26)	豊島区	東池袋・大塚	260	H17.11.16
② 補助第26号線 (千早)	豊)千早四丁目～要町三丁目 (千早～放射36)	豊島区	南長崎・長崎 落合	460	H25.10.28
③ 補助第26号線 (南長崎)	豊)南長崎六丁目～長崎五丁目 (補助229～補助172)	豊島区	南長崎・長崎 落合	320	H26.3.24
④ 補助第73号線 (池袋本町)	豊)池袋本町二丁目～板)板橋一丁目 (放射8～放射9付近)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	1,070	H27.1.6
⑤-1 補助第82号線 (上池袋)	豊)上池袋三丁目～池袋本町三丁目 (環5の1付近～補助73)	豊島区	池袋西・池袋北 滝野川	640	H27.1.6
⑤-2 補助第82号線 (池袋本町)	豊)池袋本町三丁目～板)大山金井町 (補助73～環状6)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	490	H27.1.6
⑥ 補助第172号線 (長崎)	豊)長崎一丁目～長崎五丁目 (環状6～補助26)	豊島区	南長崎・長崎 落合	1,620	H27.1.6
⑦ 補助第81号線 (巣鴨)	豊)巣鴨四丁目～北)西ヶ原三丁目 (放射9～補助181)	豊島区 北 区	西ヶ原・巣鴨	930	H27.2.24

第四建設事務所所管の特定整備路線位置図



(1) 補助81号線（南池袋）

補助81号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長3.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区南池袋二丁目から南池袋四丁目までの延長260m（計画幅員25m）の区間について、事業中の環状5の1号線と一体的に整備を図るため平成16年度に用地測量を行い、平成17年11月に事業認可を受け、事業に着手している。なお、平成24年度特定整備路線に選定されている。

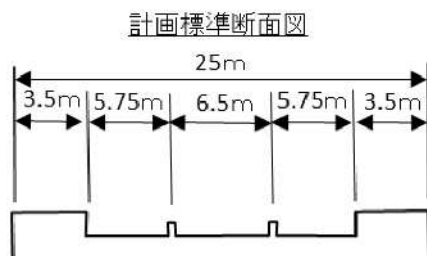
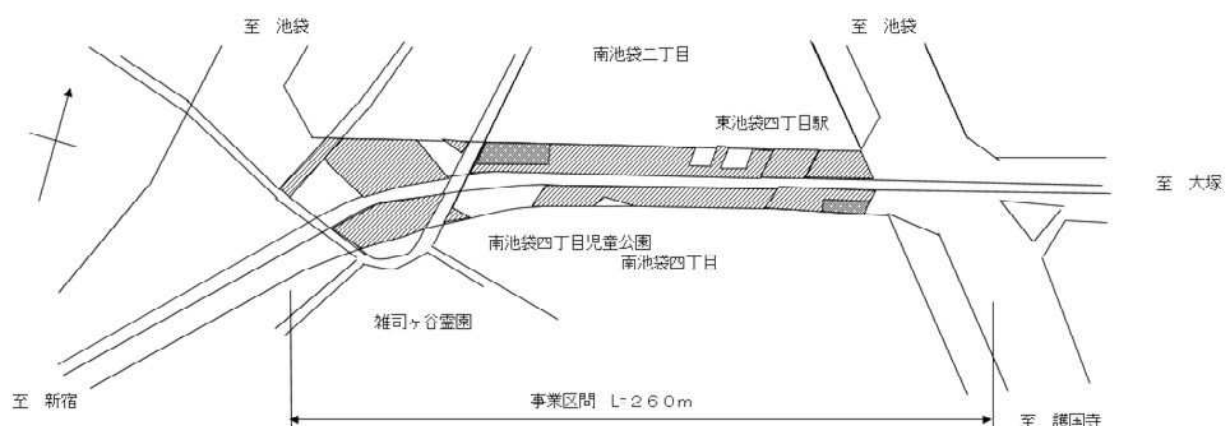
この整備により、当該路線に接続する環状5の1号線、補助81号線（都市整備局施行）の整備と併せて、整備地域となる「東池袋・大塚地域」における防災性の向上、地域の安全性、利便性の向上に大きな効果が期待される。

《用 地 関 係》

- ・平成18年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約82%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・令和3年度に、工事用道路築造に着手した。
- ・令和5年度は、仮設道路工事を実施した。
- ・令和6年度は、都電荒川線の切り回し等について関係機関との協議を進める他、仮設道路工事の実施を予定している。



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

（２）補助２６号線（千早）

補助２６号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長22.4kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区千早四丁目から要町三丁目までの延長460m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成25年10月に事業認可を取得した。

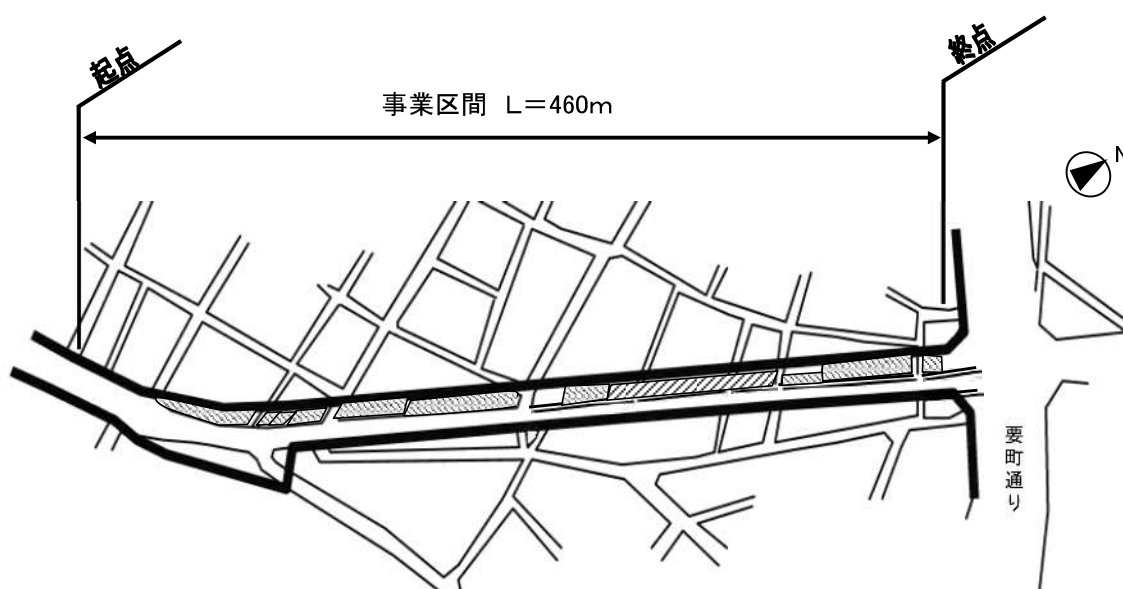
平成24年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用 地 関 係》

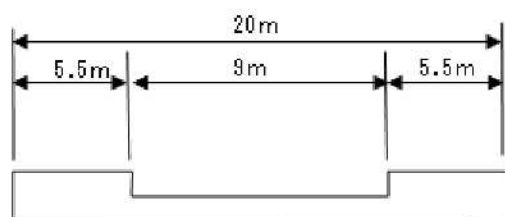
- ・平成25年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成26年度より用地取得に着手し、令和５年度末までに約95%取得した。
- ・令和６年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成31年度～令和2年度は、排水管及び電線共同溝設置工事を実施した。
- ・令和４年度から令和6年度にかけて、排水管及び電線共同溝設置工事を実施している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(3) 補助26号線（南長崎）

補助26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長22.4kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区南長崎六丁目から長崎五丁目までの延長320m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成26年3月に事業認可を取得した。

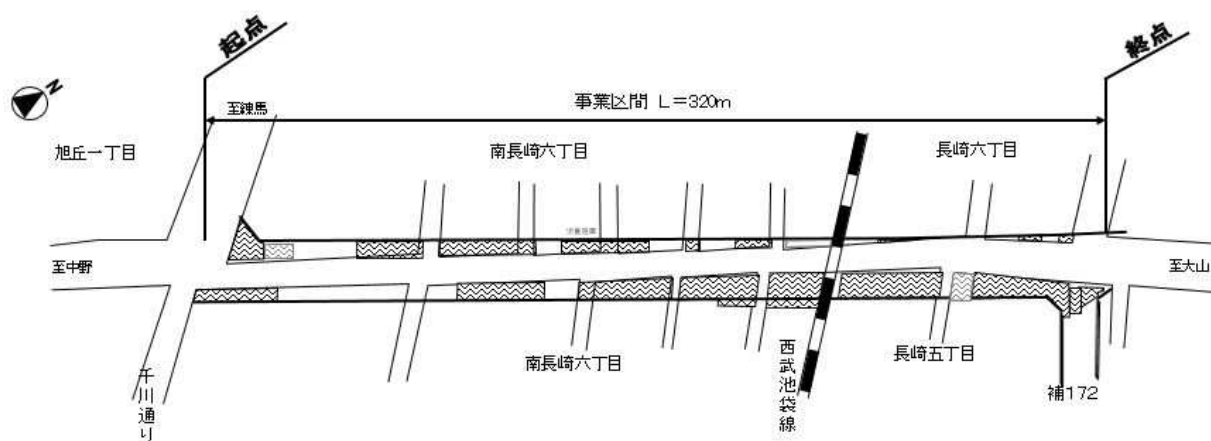
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

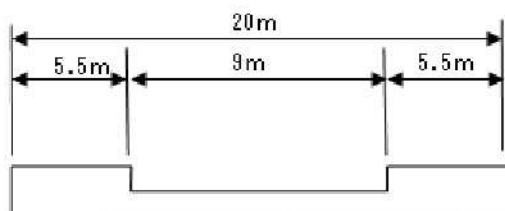
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査・物件調査を実施、用地取得に着手し、令和5年度末までに約80%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和6年度は、引き続き道路設計や関係機関との協議を進める他、歩道整備工事の実施を予定している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(4) 補助172号線（長崎）

補助172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区长崎一丁目から長崎五丁目までの延長1,620m（計画幅員16m）の区間について、特定整備路線として、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

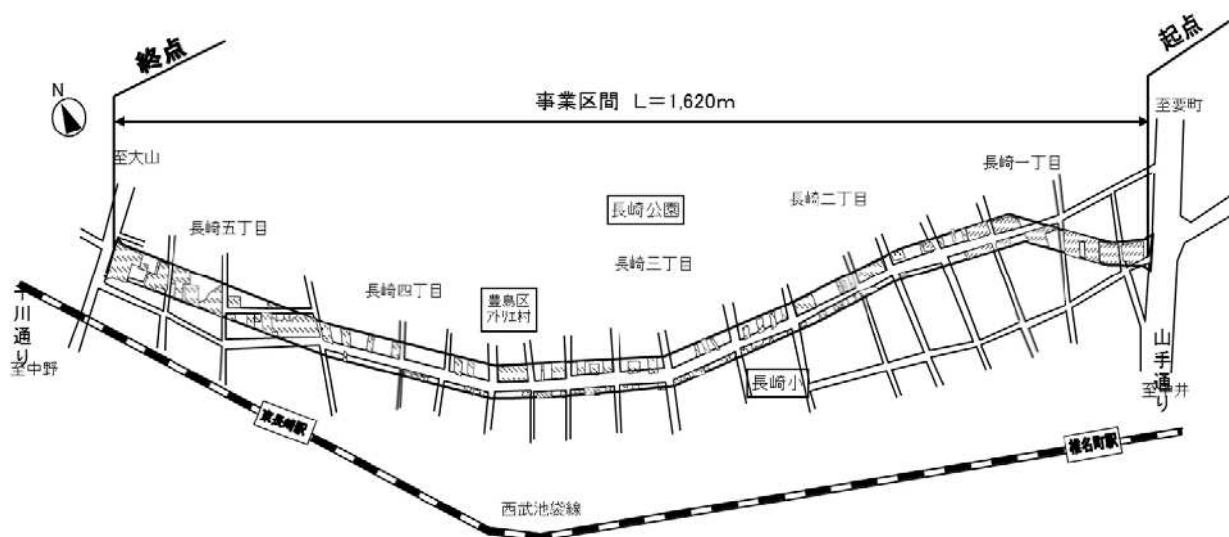
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用地関係》

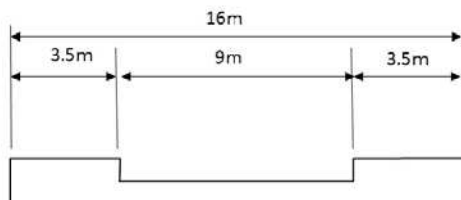
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和5年度末までに約72%取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和6年度は、引き続き道路設計や関係機関との協議を進める他、仮設道路の工事を実施する予定。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

（５）補助７３号線（池袋本町）

補助７３号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする延長10.8kmの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区池袋四丁目から板橋区板橋一丁目までの延長1,070m（計画幅員20～23m、立体交差部26m）の区間について、特定整備路線として、補助82号線（上池袋・池袋本町）と合わせ、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用 地 関 係》

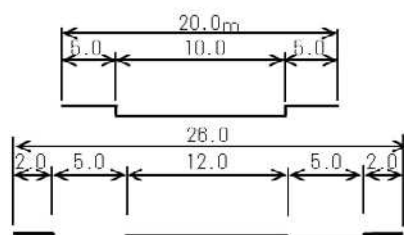
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和５年度末までに約51%取得した。
- ・令和６年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路、排水管等の工事に着手した。
- ・令和２年度は、仮設道路、排水管等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和３年度は、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和４年度から令和５年度にかけて、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路、補償代行工事を実施した。
- ・令和６年度は、引き続き道路設計や関係機関との協議を進める。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

（６）補助８２号線（上池袋）（池袋本町）

補助８２号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする延長2.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの延長1,130m（計画幅員15m、立体交差部24m）の区間について、上池袋区間（延長640m）と池袋本町区間（延長490m）に分け、特定整備路線として補助73号線（池袋本町）と合わせ、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

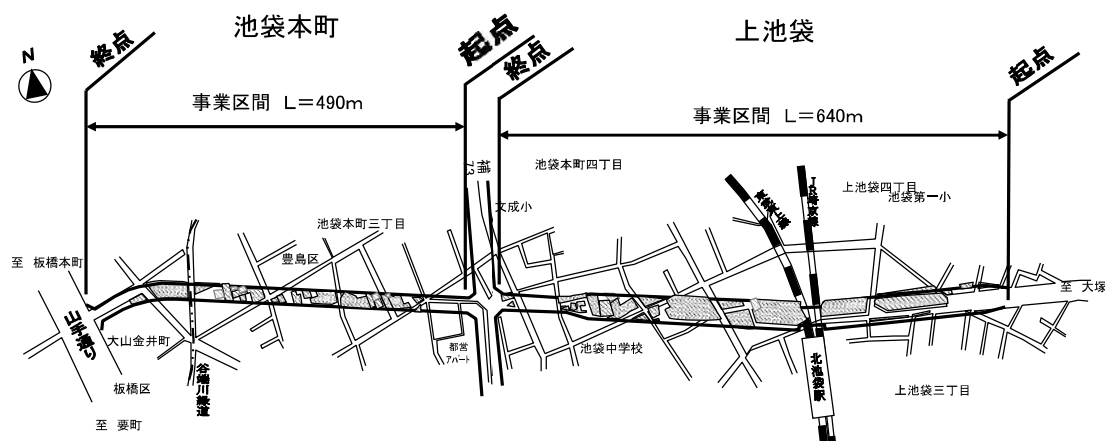
平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用 地 関 係》

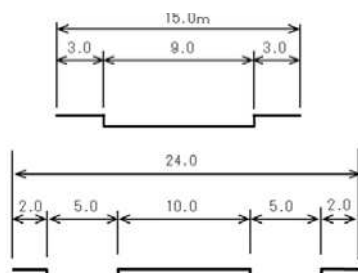
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和５年度末までに（上池袋：約73％）（池袋本町：約78％）取得した。
- ・令和６年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成30年度は、暫定道路工事等に着手した。
- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路等の工事を実施した。
- ・令和２年度は、仮設道路等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和３年度から令和４年度にかけて、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路の工事を実施した。
- ・令和５年度から令和６年度にかけて、仮設道路工事を実施している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

（７）補助８１号線（巣鴨）

補助８１号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長3.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区巣鴨四丁目から北区西ヶ原三丁目までの延長930m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成27年2月に事業認可を受け、事業に着手している。

平成25年度、事業及び測量説明会を行い、平成26年度にかけて現況測量、用地測量を実施した。

《用 地 関 係》

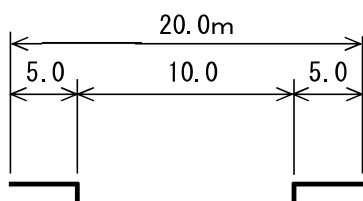
- ・平成26年度は、用地説明会及び全軒意向調査を行った。
- ・平成27年度は、物件調査を実施し、用地取得に着手し、令和５年度末までに約38%取得した。
- ・令和６年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成31年度は、道路設計、電線共同溝の設計や関係機関との協議に加え、仮設道路等の工事を実施した。
- ・令和２年度は、仮設道路等の工事を継続し、道路設計や関係機関との協議を実施した。
- ・令和３年度から令和５年度にかけて、道路設計や関係機関との協議及び仮設道路の工事を実施した。
- ・令和６年度は、引き続き道路設計や関係機関との協議を進める。



計画標準断面図



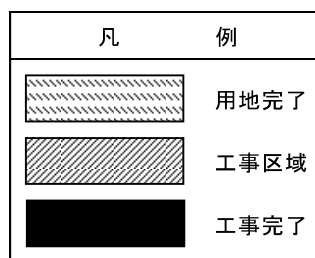
凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(1) 主要地方道千代田練馬田無線(8号)〔目白橋〕

当事務所では、豊島区目白一丁目～三丁目までの延長200m（計画幅員25m）の区間について整備を進めており、平成 8年度から橋梁整備事業として架替工事に着手し、平成12年度に橋梁部（ＪＲ委託分）の施工を完了している。

- ・平成18年度は、北側の電線共同溝工事、南側の電線共同溝・歩道拡幅工事を実施した。
- ・平成19年度は、北側・南側とも引込・連系管工事を実施した。
- ・平成20年度は、北側・南側とも歩道整備工事を実施した。

- ・令和5年度から令和6年度にかけて、車道舗装工事を実施している。



（２）特例都道池袋谷原線（441号）〔春日町〕

特例都道 4 4 1 号線は、豊島区東池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする都道で、地域の生活に密着した地域の幹線道路である。

当事務所では、練馬区春日町五丁目から高松四丁目までの延長780m（計画幅員11m）の区間について、平成17年度から事業に着手している。

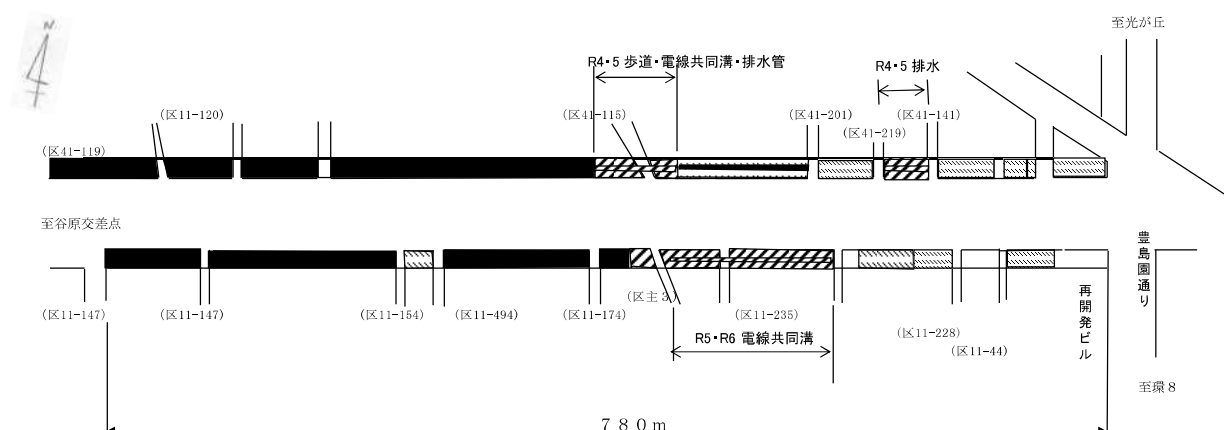
この整備により現幅員 6mの道路を11mに拡幅し、両側にそれぞれ幅員 2.5mの歩道を設置することにより、地域の安全性、利便性の向上などの効果が期待される。

《用 地 関 係》

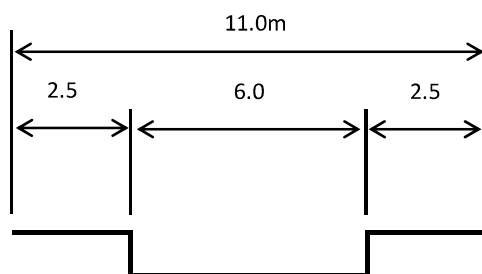
- ・令和 5 年度末までに約95%の用地を取得した。
- ・令和 6 年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成22年度に春日町五丁目、高松二丁目の一部区間において、排水管工事（165m）を実施した。
- ・平成24年度から平成26年度にかけて、排水管及び電線共同溝工事を実施した。
- ・平成30年度は、歩道整備工事（街きょ工、車道舗装工、歩道舗装工）を実施した。
- ・令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、電線共同溝工事を実施している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

（３）主要地方道練馬川口線（68号）【土支田】

主要地方道68号線は、練馬区を起点とし、埼玉県川口市を終点とする都県道で、埼玉県に至る主要な幹線道路である。別荘橋通りから笹目通りまでの北方約1.0km区間の歩道整備事業は、平成14年度に完成している。

当事務所では、練馬区土支田三丁目～大泉町二丁目までの延長220m（計画幅員12m）の区間について補助230号線（大泉町）の事業化に併せ、平成19年度に現況測量を実施し平成21年度は、道路線形を確定し用地測量を行い、平成22年度に事業着手している。

この整備により、交差する補助230号線と土支田通りとの交差点部の歩道および右折レーンの設置などを行うことから、交通混雑の緩和、歩行者等の安全性、利便性の向上などに効果が期待される。

《用 地 関 係》

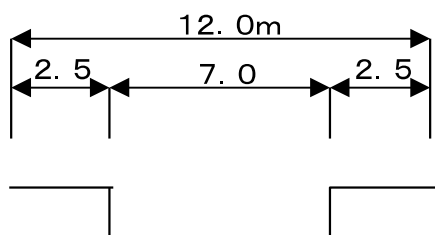
- ・令和5年度末までに約78%の用地を取得した。
- ・令和6年度は、引き続き用地取得を進める。

《工 事 関 係》

- ・平成31年度は、補助230号線（大泉町）の事業の進捗に合わせ、引き続き設計や関係機関との協議を進めた。
- ・令和2年度から令和3年度にかけて、歩道整備工事及び電線共同溝設置工事を実施した。
- ・令和4年度は、仮設歩道整備工事を実施した。
- ・令和6年度は、設計及び関係機関との協議を進める。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(4) 特例都道赤羽西台線(447号)【舟渡】 第3次交差点すいすいプラン(舟渡交差点)

特例都道447号線は、北区赤羽二丁目を起点とし、板橋区相生町を終点とする都道で、地域の幹線道路として国道17号の交差点付近を中心に交通混雑が激しい路線である。

当事務所では、板橋区舟渡三丁目地内の延長150m(計画幅員16m)の区間について、第2次交差点すいすいプランによる右折レーンの設置、歩道の整備を中心に平成18年度に用地測量を行い、平成20年度から事業に着手している。

この整備により国道17号との交差点による交通混雑の緩和、バス等公共交通の定時性の確保等の効果が期待されている。

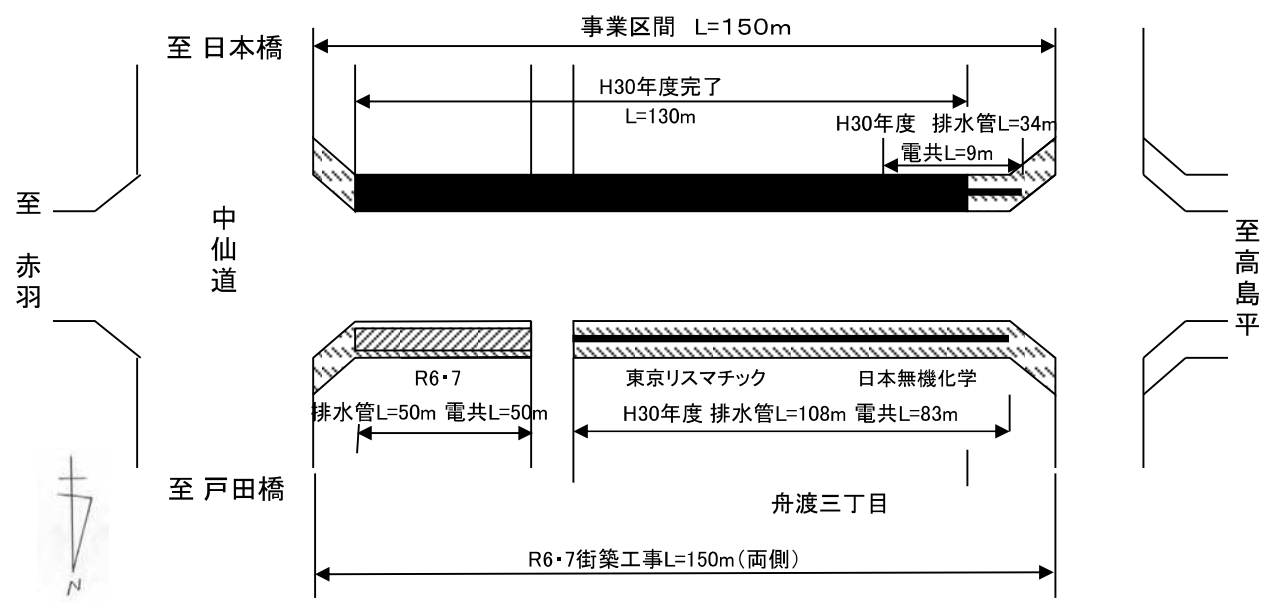
平成27年3月、「第3次交差点すいすいプラン」が策定され、第2次計画において事業実施中の箇所については継続箇所として、引き続き選定された。

《用地関係》

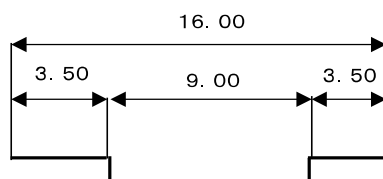
- ・令和5年度で取得を完了した。

《工事関係》

- ・平成23年度は、電線共同溝及び排水管工事を実施した。
- ・平成30年度は、電線共同溝工事、排水管工事及び街築工事を実施した。
- ・平成31年度は、街築工事を実施した。
- ・令和6年度は、電線共同溝、排水管工事及び街築工事の実施を予定している。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

(5) 都道飯田橋石神井新座線(主25号)〔石神井小学校前〕 第3次交差点すいすいプラン

(石神井小学校前交差点)

主要地方道第25号飯田橋石神井新座線は、新宿区を起点とし、埼玉県新座市を終点とする主要地方道で、埼玉県に至る主要な幹線道路である。

当事務所では、練馬区石神井町五丁目～石神井台一丁目の延長300m(計画幅員12m～16m)の区間について、第三次交差点すいすいプランによる右折レーンの設置、歩道の整備を中心に令和5年度から事業に着手している。

この整備により交通の円滑化や歩行者の安全性向上が期待されている。

《用地関係》

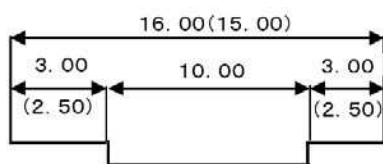
- ・令和6年度より用地取得を進める。

《工事関係》

- ・令和6年度は、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。



計画標準断面図



凡	例
	用地完了
	工事区域
	工事完了

4 路線別令和6年度執行予定及び令和5年度実績

(1) 道路建設関係路線別令和6年度執行予定

科 目	路 線	用地規模	工事規模
道 路 整 備	主 8 (石神井)	0 m ² 0 棟	街築及び舗装工事
	主 8 (高野台)	41 m ² 0 棟	電線共同溝工事
	計	41 m ² 0 棟	
街 路 整 備	放 7 (大泉)	1,079 m ² 1 棟	街路築造工事、補償代行工事
	放 7・補 1 3 4 (谷原交差点)	0 m ² 0 棟	――
	放 9 (巣鴨)Ⅲ期	58 m ² 1 棟	暫定歩道整備工事
	放 3 5 (早宮・北町)	151 m ² 0 棟	街築及び電線共同溝設置工事、設備工事
	放射 3 5・3 6 号線 (小茂根・早宮)	973 m ² 13 棟	橋梁下部工事、橋梁上部工事 排水管設置工事
	環 5 の 1 (雑司が谷)Ⅱ期	26 m ² 0 棟	地下道路築造に伴う立坑工事
	環 5 の 1 (西巣鴨Ⅰ期)	88 m ² 7 棟	――
	補 1 3 3 (中村南)	360 m ² 21 棟	――
	補 1 3 3 (向山)	40 m ² 2 棟	――
	補 1 5 6 (南大泉)	424 m ² 19 棟	――
	補 1 7 2 (早宮)	291 m ² 2 棟	――
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅰ期	175 m ² 10 棟	仮設道路整備工事
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅱ期	911 m ² 19 棟	――
	補 2 3 3 (大泉学園町)	626 m ² 3 棟	――
	補 8 1 (南池袋)	400 m ² 3 棟	仮設道路整備工事
	補 2 6 (千早)	300 m ² 7 棟	――
	補 2 6 (南長崎) ※	343 m ² 6 棟	歩道整備工事
	補 1 7 2 (長崎) ※	2,109 m ² 34 棟	仮設道路工事
	補 7 3 (池袋本町)	2,744 m ² 76 棟	仮設道路工事、補償代行工事
	補 8 2 (上池袋)	885 m ² 10 棟	――
	補 8 2 (池袋本町)	503 m ² 7 棟	仮設道路工事
	補 8 1 (巣鴨)	3,274 m ² 84 棟	――
	計	15,760 m ² 325 棟	
交 通 安 全	主 6 8 (土支田)	148 m ² 1 棟	――
	特 4 4 1 (春日町)	25 m ² 1 棟	電線共同溝設置工事
	特 4 4 7 (舟渡)	0 m ² 0 棟	電線共同溝工事、排水管工事及び 街築工事
	主 2 5 (石神井小学校前)	260 m ² 2 棟	――
	計	433 m ² 4 棟	
合 計		16,234 m ² 329 棟	

※ 補26 (南長崎)、補172 (長崎) の測量及び用地取得については、(公財) 東京都道路整備保全公社へ委託

(2) 道路建設関係路線別令和5年度実績

科 目	路 線	用地規模	工事規模
道 路 整 備	主 8 (石神井)	0 m ² 0 棟	——
	主 8 (高野台)	0 m ² 0 棟	排水管、電線共同溝及び街築工事
	計	0 m ² 0 棟	
街 路 整 備	放 7 (大泉)	0 m ² 0 棟	道路照明設置工事、防護柵設置工事
	放 7 ・ 補 1 3 4 (谷原交差点)	0 m ² 0 棟	——
	放 9 (巣鴨)Ⅲ期	0 m ² 0 棟	暫定歩道整備工事
	放 3 5 (早宮・北町)	0 m ² 0 棟	街築及び電線共同溝設置工事、設備工事
	放射 3 5 ・ 3 6 号線 (小茂根・早宮)	1,917 m ² 8 棟	橋梁下部工事
	環 5 の 1 (雑司が谷)Ⅱ期	0 m ² 0 棟	地下道路築造に伴う立坑工事
	環 5 の 1 (西巣鴨)Ⅰ期	0 m ² 0 棟	——
	補 1 3 3 (中村南)	123 m ² 2 棟	——
	補 1 5 6 (南大泉)	1,270 m ² 10 棟	——
	補 1 7 2 (早宮)	0 m ² 0 棟	——
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅰ期	0 m ² 0 棟	仮設道路整備工事
	補 2 3 0 (大泉町)Ⅱ期	319 m ² 2 棟	——
	補 2 3 3 (大泉学園町)	0 m ² 0 棟	——
	補 8 1 (南池袋)	95 m ² 1 棟	仮設道路整備工事
	補 2 6 (千早)	38 m ² 2 棟	排水管及び電線共同溝設置工事
	補 2 6 (南長崎)	0 m ² 0 棟	——
	補 1 7 2 (長崎)	499 m ² 10 棟	——
	補 7 3 (池袋本町)	241 m ² 5 棟	仮設道路工事、補償代行工事
	補 8 2 (上池袋)	147 m ² 2 棟	仮歩道整備及び排水管設置工事
	補 8 2 (池袋本町)	192 m ² 4 棟	——
	補 8 1 (巣鴨)	841 m ² 12 棟	——
	計	5,682 m ² 58 棟	
交 通 安 全	主 6 8 (土支田)	16 m ² 0 棟	仮設歩道整備工事
	特 4 4 1 (春日町)	0 m ² 0 棟	排水管設置及び電線共同溝設置工事
	特 4 4 7 (舟渡)	150 m ² 2 棟	——
	主 2 5 (石神井小学校前)	0 m ² 0 棟	——
	計	166 m ² 2 棟	
合 計		5,848 m ² 60 棟	

V 河川の管理（管理課、工事第二課所管）

当所の管理河川は、一級河川の新河岸川と公有土地水面としての千川上水である。また管理区域は、新河岸川では左岸4.7km（板橋区新河岸三丁目埼玉県境～板橋区舟渡一丁目北区境）と右岸6.3km（板橋区三園二丁目埼玉県境～板橋区小豆沢四丁目北区境）であり、千川上水は練馬区関町南二丁目伊勢橋上流端より板橋区板橋一丁目北区境までの流路延長13.8kmである。

当所管内には、そのほかに一級河川である石神井川と白子川が流れているが、両河川は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき練馬区または板橋区が管理している。

なお、白子川のうち比丘尼橋下流調節池と白子川地下調節池は当所が管理している。

河川管理の事務としては、河川管理事務、河川占用事務、河川監察、河川財産管理及び河川の維持修繕等があり、この概要は次のとおりである。

1 河川管理事務

河川管理の目的は、主として水害からの住民の生命と財産を守ることにある。このため、洪水や高潮等による災害の発生を未然に防止するために河川管理施設を適正に管理保全するとともに、憩いの場としての環境整備等も配慮し、河川の正常な機能確保に努めている。

河川管理実務としては次のようなものがある。

- (1) 河川及び河川保全区域並びに千川上水の管理、調査
- (2) 不法占用等の監督処分
- (3) 不法係留船の対応
- (4) 河川台帳の管理、閲覧
- (5) 河川区域の境界立会い及び河川区域証明
- (6) 河川区域内国有地・都有地の境界確定
- (7) その他陳情・苦情等の処理

2 河川占用事務

- (1) 河川法及び東京都公有土地水面使用等規則に基づく占使用等の許可・承認
- (2) 河川法第20条及び東京都公有土地水面使用等規則に基づく工事（自費工事）の承認
- (3) 新河岸川の河川保全区域については、兩岸河川敷より外側へ20mの土地が指定されており、土地掘削・工作物の新築等について規制している。

これら許可・承認を通じて占使用の適正化について行政指導を行い、河川の保全に努めている。

なお、令和5年度の占用許可、自費工事の承認及び河川保全区域内行為の許可状況は、次の実績表のとおりである。

令和5年度河川占用実績表

(単位：円)

河 川 名 占使用者名		新河岸川		千川上水		区 管 理 河 川				合 計		
						石神井川		白 子 川				
		許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収 件数	許可 件数	徴収件数	調 定 額
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		50	－	63	－	1	－	2	－	116	－	－
企 業	水 道 局	12	－	114	－	－	－	－	－	126	－	－
	下 水 道 局	21	－	18	－	1	－	－	－	40	－	－
	東京電力パワーグリッド(株)	15	10	62	55	－	－	－	－	77	65	50,754,604
	東 京 ガ ス (株)	9	9	26	19	－	－	－	－	35	28	9,126,755
	東日本電信電話(株)	19	16	50	47	－	－	－	－	69	63	9,589,426
	その他電気通信事業者等	10	10	25	25	－	－	－	－	35	35	3,404,157
一 般		2	2	56	49	－	－	-	-	58	51	4,893,795
計		138	47	414	195	2	－	2	-	556	242	77,768,737
河 川 流 水 占 用		-	-	－	－	－	－	－	－	-	-	－
合 計		138	47	414	195	2	－	2	－	556	242	77,768,737

※ 継続中を含む

令和5年度河川自費工事实績表

河川名 工事者名	新 河 岸 川 (件 数)	千 川 上 水 (件 数)	計 (件 数)	備 考
国・地方公共団体等	0	0	0	
企 業	0	0	0	
一 般	1	2	3	
計	1	2	3	

令和5年度河川保全区域内行為実績表

河川名 工事者名	新 河 岸 川 (件 数)	備 考
国・地方公共団体等	2	
企 業	11	
一 般	4	
計	17	

3 河川監察

一級河川の新河岸川及び公有土地水面の千川上水について不正使用、ゴミ投棄その他違反行為の是正を図るため、パトロールによる監察指導を行っている。

4 先行取得用地等の管理

先行取得用地

石神井川	1筆	117.65m ²
------	----	----------------------

5 河川の維持修繕

河川の保全のため、法面防護、除草及びゴミ投棄防止柵の設置、その他の維持業務を実施している。

VI 河川の整備（用地課、工事第二課所管）

当所管内には、荒川水系の石神井川、新河岸川、白子川の3河川が流れており、このほかに法定外公共物の千川上水がある。このうち、石神井川などの中小河川では、都市化の進展に伴い、流域の保水・遊水機能が低下したことにより、降った雨水が短時間のうちに下水道や河川に集まり、内水氾濫や河川水位の急激な上昇を引き起こす、いわゆる「都市型水害」の傾向が顕著になっている。

とくに近年は、短時間に記録的な大雨をもたらす局地的集中豪雨が多発しており、なかでも平成17年9月の豪雨では、石神井川（稻荷橋付近）で溢水し、16haにおよぶ浸水被害が、平成22年7月の豪雨では、石神井川の最下流部（溝田橋付近）で溢水し、30haの浸水被害が発生した。

こうした状況を背景に平成24年11月、「中小河川における都の整備方針」が策定され、区部を流れる中小河川の目標整備水準をこれまでの時間50ミリ降雨（年超過確率1/3）から時間75ミリ降雨（年超過確率1/20）に引き上げ、時間50ミリを超える部分の対策については、調節池や分水路、流域対策により対応することになった。このため、当所管内の中小河川では、護岸の整備を引き続き着実に推進するとともに、石神井川では平成30年度より時間75ミリの降雨に対応した城北中央公園調節池（一期）の工事に着手するなど、治水安全度の更なる向上に努めている。

一方、都市部において河川は、人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであることから、人々が水辺に近づきやすい親水護岸や緑豊かな遊歩道として河川管理用通路を整備するなど、良好な河川空間の創出を図っている。

こうした事業の効果を早期に発現するために、市街地における用地取得や橋梁の架け替え、ライフラインの移設、工事用車両の搬入路の確保など、都市特有の様々な課題に対して、関係機関が連携を図りながら、スピード感を持って、河川の整備に取り組んでいる。

1 石 神 井 川

石神井川は、小平市内にその源を発し、西東京市を経て当所管内の練馬区・板橋区を流下し、北区内で隅田川に合流する流域面積73.1km²、延長25.2km（うち当所管内17.4km）の一級河川である。

石神井川における時間50ミリの降雨に対処する本格的改修事業は、管内では、昭和41年から下流より順次進めており、現在、螢橋～扇橋及び扇橋～本立寺橋の2つの事業認可区間で河川改修を行っている。このうち、平成20年度から工事着手した螢橋～扇橋区間については、令和5年度末時点で螢橋から小ヶ谷戸橋までの範囲で護岸整備が完了しており、残る扇橋直下（約50m）については既設横断管の取扱いの動向を注視しながら護岸整備の検討を進めている。一方の、平成21年度に事業認可を取得した扇橋～本立寺橋区間については、設計・測量等の調査・委託業務及び用地取得を引き続き実施するとともに、平成26年度から都営上石神井アパート付近の豊城橋～西豊城橋において護岸整備を実施している。さらに、令和元年度から特に流下能力が不足している曙橋付近の改修工事に着手し、令和6年2月末に曙橋の架け替え工事が完了した。

また、平成22年7月の集中豪雨を契機に、緊急豪雨対策として事業化された石神井川取水施設（白子川地下調節池に石神井川の洪水を流入させるための施設）の整備を行い、平成28年度末には取水が可能になり、平成29年度より運用を開始した。

◎ 螢橋～扇橋（1,140m 平成16年5月事業認可）

令和5年度末の残工事延長 約50m（進捗率 約95%）

◎ 扇橋～本立寺橋（1,400m 平成21年11月事業認可）

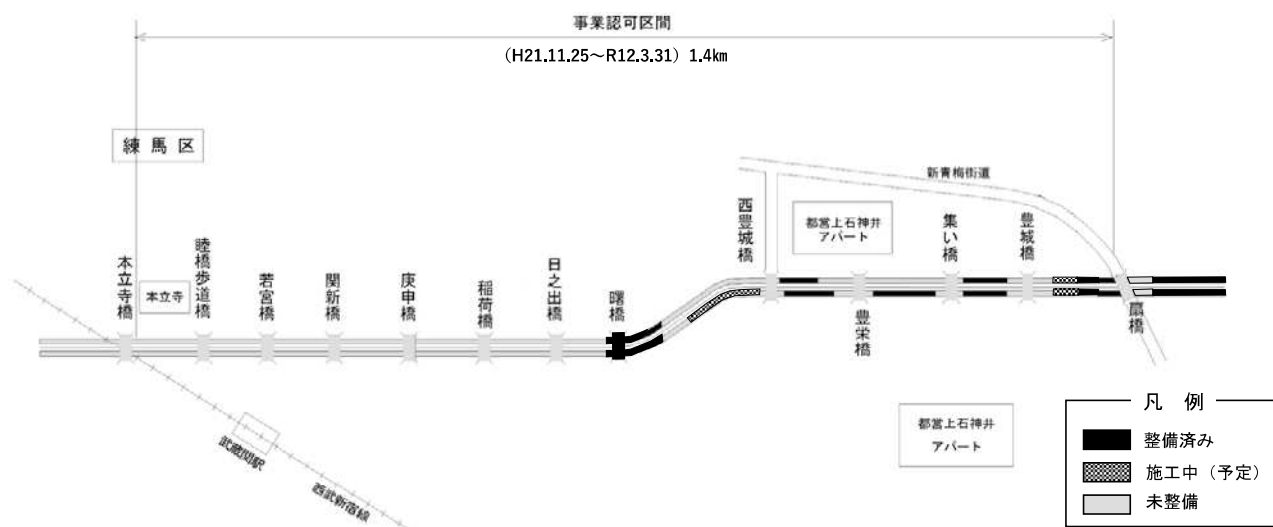
工事件名 石神井川整備工事(その168) R5～6年度 豊城橋下流 35m

石神井川整備工事(その169) R5～7年度 曙橋下流右岸 41m

石神井川整備工事（豊城橋）に伴う仮橋設置工事 R6～7年度 仮橋、迂回路の一部

令和5年度末の工事完成延長 約406m（進捗率 約29%）

平成23年度から用地取得に着手し、令和5年度末までに約57%を取得した。



2 新河岸川

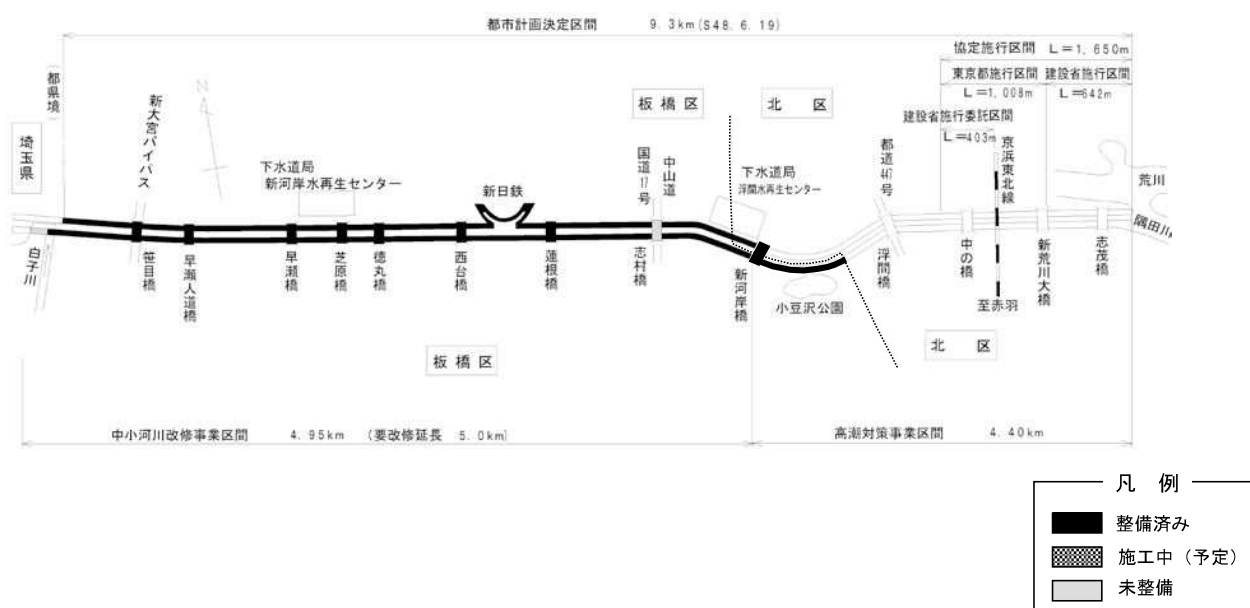
新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県の南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて板橋区を流下し、北区志茂で隅田川に合流する流域面積411km²、延長34.6kmの一級河川である。

このうち、当所管内は、板橋区小豆沢四丁目地先の北区境から白子川が合流する埼玉県境間の延長6.3kmの区間である。

昭和55年度に総合治水対策特定河川に指定され、同年度から1時間あたり50mm規模の降雨に対する改修事業に着手した。令和5年度末現在、白子川合流点上流の右岸と志村橋兩岸を除き改修事業はほぼ完了している。護岸の余裕高が不足していた志村橋下流～白子川合流点の区間については、平成19年度から余裕高不足箇所の護岸整備工事（嵩上げ工事）を開始し、平成25年に完成した。

現在、当初管内においては、河川管理施設点検結果に基づき、護岸等の補修が必要な箇所について防災工事を行っている。

また、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、令和4年度から、板橋区小豆沢四丁目地先の北区境から新河岸橋間の堤防耐震補強事業に着手している。



3 白子川

白子川は、練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発生し、埼玉県和光市内に入ってから板橋区との都県境に沿って流下し板橋区三園で新河岸川に合流する流域面積25km²、延長10kmの一級河川である。

昭和55年に埼玉県と工事協定を締結し、新河岸川合流点から東埼橋間2.65km（都施工下流区間）、芝屋橋から一級終点間5.79km（都施工上流区間）の二区間を都の施工区間としている。

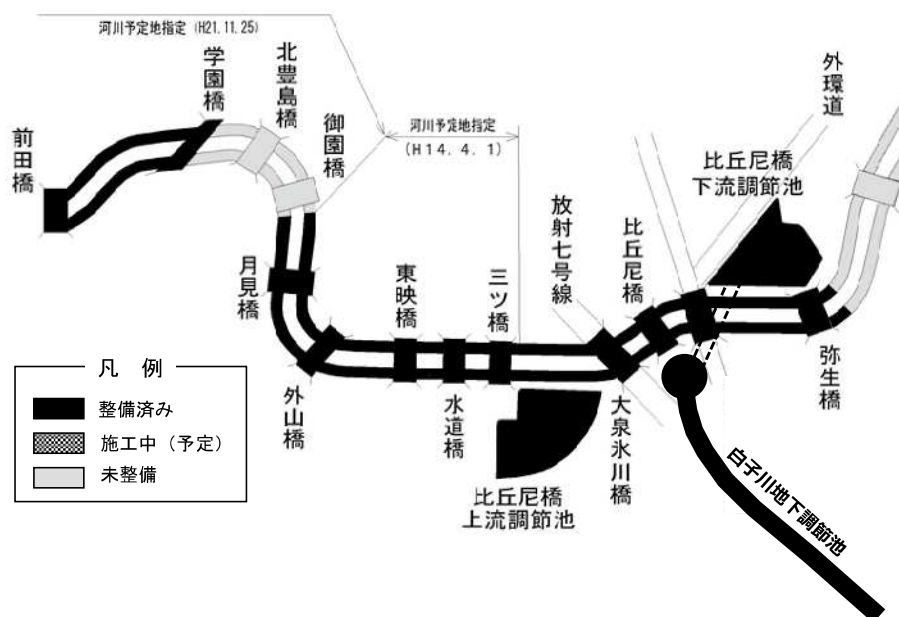
都施工下流区間については、新河岸川合流点から東埼橋間の改修工事が完了している。また、新河岸川合流点から三園橋間では、平成27年度から新河岸川の護岸高さに合わせた護岸整備工事（嵩上げ工事）を行っており、令和3年度に完了した。

都施工上流区間については、平成12年度に比丘尼橋下流調節池を供用開始したことを受け、平成14年度から比丘尼橋上流調節池より上流の護岸整備に着手した。平成21年度に御園橋から一新橋間を事業区間として河川予定地指定を行い、下流から上流に向かって護岸整備を進めている。現在、同区間の学園橋から前田橋間の護岸整備が完了し、東西橋上下流において護岸工事を実施している。

◎ 御園橋～一新橋（900m 平成21年11月河川予定地指定）

工事件名 白子川整備工事(その138) R5～7年度 東西橋上流～中島橋下流 94m

平成22年度より用地取得に着手し、令和5年度末までに約61%を取得した。



4 白子川調節池群

白子川の整備計画では、河積を拡大して洪水を安全に流下させる河道と併せて、調節池を整備し、治水安全度を向上させることとしている。そのため、白子川の中流部に洪水の一部を貯留する白子川調節池群を整備し、下流への洪水負担を軽減するとともに、調節池群上流の河道整備を推進している。

◎ 比丘尼橋上流調節池

比丘尼橋上流調節池は、掘込式の洪水調節池であり昭和60年度末に完成、供用を開始した。
なお、平常時は練馬区の区立公園として活用している。

比丘尼橋上流調節池規模

調節池容量 34,400 m^3 敷地面積 22,000 m^2

◎ 比丘尼橋下流調節池

比丘尼橋下流調節池は、地下式の大規模調節池であり昭和63年度に事業に着手し、平成14年7月末に完成した。調節池の上部は区立公園として利用されている。

なお、比丘尼橋下流調節池は完成後相当年数が経過していることから、「河川構造物（地下調節池）の予防保全計画（設備編）」に基づき、平成30年度から令和4年度まで電気設備の更新工事を実施した。

比丘尼橋下流調節池規模

調節池容量 212,000 m^3 敷地面積 15,400 m^2

◎ 白子川地下調節池

白子川地下調節池は、目白通りの地下に設置したトンネル式の大規模施設である。整備工事については、平成3年度から発進立坑工事に着手、平成7年度から比丘尼橋下流調節池と立坑をつなぐ連結管（全長125m、内径6mのシールドトンネル）に着手し、平成10年度に完了した。

その後、財政状況の悪化により事業は中断していたが、平成21年度に事業を再開し、平成22年度からシールドトンネル及び到達立坑工事を実施し、平成25年度に完了した。以降、立坑内部構築工事や排水設備工事を実施し、平成29年度から運用を開始した。

白子川地下調節池規模

調節池容量 212,000 m^3 トンネル規模 内径10m 延長3.2km



5 城北中央公園調節池

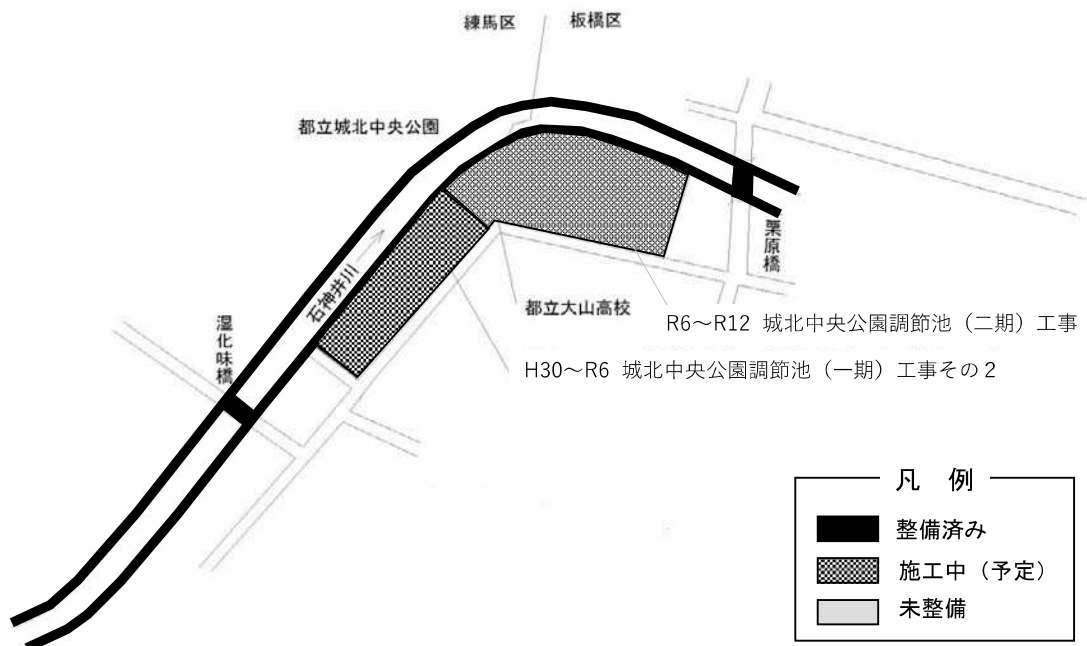
城北中央公園調節池は、石神井川河川整備計画に基づき、時間75ミリの降雨に対応した施設として、石神井川右岸側の都立城北中央公園の地下に躯体を建設し、地上部は、都市計画公園として整備を行う予定である。

調節池（一期）については、平成26年度に地質調査と基本設計を実施し、平成27年度に詳細設計を実施した。平成28年度から準備工事に着手し、平成30年度から調節池（一期）の本体工事を進めている（ニューマチックケーソン工法、2函同時施工、令和4年度沈埋完了）。調節池（二期）については、令和3年度から設計を進め、令和6年度から整備工事に着手予定である。

城北中央公園調節池規模

調節池容量	約250,000m ³ （一期：90,000m ³ 、二期：160,000m ³ ）
敷地面積	約2.0ha

工事件名	城北中央公園調節池（一期）工事その2	H30～R6年度	本体躯体工
	城北中央公園調節池（二期）工事	R6～R12年度	本体躯体工



6 環状七号線地下広域調節池

環状七号線地下広域調節池は、3流域（神田川、石神井川、白子川）の河川整備計画に基づき、1時間75ミリの降雨に対応した施設として、第四建設事務所管内の既存の白子川地下調節池と第三建設事務所管内の神田川・環状七号線地下調節池を新たなトンネル（石神井川区間）で連結して「広域調節池」として整備し、調節池の機能を流域間で相互に活用するものである。なお、これにより3流域間で貯留容量の相互融通が可能となり、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮する。

本事業は平成27年12月に都市計画決定、事業説明会、用地測量を経て、平成28年4月に事業認可を取得した。平成28年度から第三建設事務所において、調節池（石神井川区間）の本体工事を進めている。

第四建設事務所においては、白子川地下調節池を広域調節池として再整備するため令和2年度から基本設計に着手し、また必要となる権利設定（区分地上権設定）については、令和2年度に完了した。さらに令和3年度から詳細設計を進めており、設計が完了した比丘尼橋下流調節池の越流堤及びゲート設備の整備工事については、令和5年度から着手している。

環状七号線地下広域調節池規模		
	調節池容量	延長
広域調節池全体	約1,433,000m ³	約13.1km
広域調節池（石神井川区間）	約681,000m ³	約5.4km
白子川地下調節池	約212,000m ³	約3.2km
神田川・環状七号線地下調節池	約540,000m ³	約4.5km

工事件名	環状七号線地下広域調節池整備に伴う白子川取水施設整備工事（その3）	R5～R6年度	越流堤工
	環状七号線地下広域調節池整備に伴う白子川取水施設ゲート設備工事	R5～R6年度	ゲート工

7 千川上水

千川上水は、1696年（元禄9年）に飲料水及び農業用水供給のため開削された水路である。その後、昭和46年にはその使命を終え、大部分が暗渠化された。当所管内の延長は15.9kmであり、このうち開渠部2.1kmは練馬区（1.2km）と武蔵野市（0.9km）に平成18年4月移管された。千川上水のうち、地元区市に移管されていない暗渠部については、国有財産法に基づく行政財産として、当所が維持管理及び占用等の許認可業務を行っている。

8 河川別令和6年度執行予定及び令和5年度実績

令和6年度執行予定

河 川 名	科 目	用 地 規 模	工 事 規 模
石 神 井 川	中小河川整備費	641 m ² 11 棟	護岸 16m
	諸用地先行取得費	30 m ² 0 棟	
	計	671 m ² 11 棟	
新 河 岸 川	高潮防御施設費		詳細設計
	河川環境整備費		緑化工事 264m
	河 川 維 持 費		草刈り等
	河 川 防 災 費		護岸補修工事 500m
	計		
白 子 川	中小河川整備費	241 m ² 6 棟	護岸 56m
	諸用地先行取得費	0 m ² 0 棟	
	計	241 m ² 6 棟	
環状七号線地下広域調節池	中小河川整備費		越流堰及びゲート設備整備
	計		
城北中央公園調節池	中小河川整備費		本体躯体一期工事、二期工事
	計		
千 川 上 水	河 川 維 持 費		清掃、補修等
	計		
計	中小河川整備費	882 m ² 17 棟	護岸 72m (城北)本体躯体一期工事、二期工事等
	高潮防御施設費		基本設計、詳細設計
	河川環境整備費		緑化工事 264m
	河 川 維 持 費		草刈り、清掃、補修等
	河 川 防 災 費		護岸補修工事 500m
	諸用地先行取得費	30 m ² 0 棟	
	計	912 m ² 17 棟	

令和5年度実績

河 川 名	科 目	用 地 規 模	工 事 規 模
石 神 井 川	中小河川整備費	37.2 m ² 1 棟	護岸 21m 1 橋の一部
	諸用地先行取得費	0 m ² 0 棟	
	計	37.2 m ² 1 棟	
新 河 岸 川	高潮防御施設費		地質調査、詳細設計
	河川環境整備費		詳細設計
	河 川 維 持 費		草刈り等
	河 川 防 災 費		護岸補修工事 677m
	計		
白 子 川	中小河川整備費	52.8 m ² 3 棟	護岸 42m
	諸用地先行取得費	0 m ² 0 棟	
	計	52.8 m ² 3 棟	
比 丘 尼 橋 下 流 調 節 池	河 川 防 災 費		計装・電気設備更新
環 状 七 号 線 地 域 調 節 池	中小河川整備費		越流堰及びゲート設備整備
	計		
城 北 中 央 公 園 調 節 池	中小河川整備費		本体躯体一期工事
	計		
千 川 上 水	河 川 維 持 費		清掃
	計		
計	中小河川整備費	90 m ² 4 棟	護岸 63m、1 橋の一部、 (城北) 本体躯体一期工事
	高潮防防御施設費		地質調査
	河 川 維 持 費		草刈り、清掃、補修等
	河 川 防 災 費		護岸補修工事 677m
	諸用地先行取得費	0 m ² 0 棟	
	計	90 m ² 4 棟	

VII 水防業務

近年、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化するなど気候変動の影響が顕在化してきており、さらに、今後、降雨量の増加や海面上昇、台風の大型化等が見込まれている。

こうした状況において、水害から都民の暮らしと命を守るためには、護岸や調節池などのハード対策や住民の避難行動につながるソフト対策を強化するほか、迅速かつ適切に水防活動が遂行できるよう関係行政機関との連携を一層強化していくことが重要である。

このため、当所では「東京都水防計画」に基づき、管内の水防管理団体が行う水防活動がよりの確に行われるよう「東京都第四建設事務所・水防計画（地域水防活動の手引き）」を作成するとともに、毎年5月には「水防連絡会」を開催し、消防署、警察署、陸上自衛隊、区役所、その他関係行政機関に内容を説明し、水防計画の周知徹底を図っている。

加えて、水防計画にも記載のある「水防上注意を要する箇所」について、毎年、水防管理団体や消防署との現地合同点検を実施し、水防活動に備えている。

これらのほかに、住民の避難行動につながる取組みとして、石神井川では、平成23年6月に「水位周知河川」（※印参照）に指定し、地域における水防活動の一層の円滑化や自主避難の判断要素への活用などを目指して運用してきたが、過去の洪水実績や洪水した場合の被害の大きさを考慮した上で、水位等の予測が技術的に可能となったため、令和5年2月に「洪水予報河川」に指定した（同時に「水位周知河川」の指定を解除）。

さらに白子川では、令和5年4月、関係機関との調整が整ったことから、「水位周知河川」に指定し、運用を開始した。

近年の水害は、家屋や家財の浸水被害にとどまらず、地下室や地下街など大小規模の地下空間における人的被害やライフラインの被災による都市機能の停滞など、多面的で深刻な様相を呈してきた。

こうした水害から健全な都市生活を維持していくため、河川整備の推進とあわせて、管内各機関との密接な連携と協力体制づくりにより、より一層、効果的な水防活動の展開を図っていく。

※「水位周知河川」：洪水により相当な被害を生ずる恐れのある河川について、河川の水位上昇で洪水危険度が高まった時、河川管理者がその旨を周知する防災情報を発表する河川のこと。洪水時における自主避難の判断や関係区市による円滑な水防活動、及び避難情報発表の判断などへの活用で、洪水被害を軽減することを目的としている。

VIII 管内河川の主な水害状況（昭和49年～令和3年）

1 石神井川の主な水害状況

年月日	原因	浸水面積 (ha)	被害棟数（棟）			雨量 観測所	時間最大 雨量 (mm/hr)	日雨量又 は総雨量 (mm)
			床上	床下	合計			
昭和49年7月20日	集中豪雨	48	1,449	84	1,533	練馬	31.0	91.0
昭和49年8月1日	集中豪雨	3	500	56	556	豊島	35.0	75.5
昭和49年9月9日	台風18号	42	863	51	914	練馬	22.5	71.5
昭和50年10月5日	台風13号	15	886	72	958	石神井	32.0	82.5
昭和51年9月9日	台風17号	111	1,800	1,398	3,198	田無	65.0	220.0
昭和52年8月17日	集中豪雨	31	728	94	822	赤塚	31.5	161.0
昭和53年4月6日	集中豪雨	20	127	522	649	石神井	27.0	68.0
昭和57年9月12日	台風18号	19	658	516	1,174	石神井	58.0	177.0
昭和62年7月31日	集中豪雨	21	707	222	929	豊島	60.0	60.0
平成元年8月1日	大雨	7	454	179	633	練馬	58.0	175.0
平成11年7月21日	集中豪雨	1	64	151	215	練馬	131.0	151.0
平成11年8月29日	集中豪雨	4	146	143	289	板橋	68.0	128.0
平成12年9月11～12日	集中豪雨	2	90	40	130	練馬	75.0	91.0
平成17年9月4日	集中豪雨	16	457	464	921	石神井	109.0	242.0
平成22年7月5日	集中豪雨	30	299	361	660	板橋区	114.0	137.0
平成23年8月26日	集中豪雨	1	35	97	132	練馬	75.0	94.0

- （注） 1 この資料は、昭和49年から令和3年までの水害統計調査において、被害棟数100棟以上の主な水害を記載した。
 2 浸水面積及び浸水棟数は流域内における内水氾濫によるものも含む。
 3 雨量は流域内又は、その周辺の観測所（都建設局及び気象庁）のうちで時間最大値を記録した観測所のものを記載した。

2 新河岸川の主な水害状況

年月日	原因	浸水面積 (ha)	被害棟数（棟）			雨量 観測所	時間最大 雨量 (mm/hr)	日雨量又 は総雨量 (mm)
			床上	床下	合計			
昭和49年7月21日	集中豪雨	2.4	126	18	144	練馬	31.0	91.0
昭和52年8月18日	集中豪雨	9.6	238	50	288	赤塚	31.5	133.5
昭和53年4月6日	集中豪雨	4.7	69	42	111	赤塚	38.0	66.0
昭和56年10月22日	台風24号	15.2	168	17	185	赤塚	30.0	168.0
昭和57年9月12日	台風18号	39.3	102	182	284	赤塚	52.0	162.0
昭和58年6月10日	集中豪雨	4.8	63	17	80	赤塚	34.0	36.0
平成3年9月19日	台風18号	0.93	59	30	89	高島平	33.0	151.0
平成5年6月21日	集中豪雨	2.79	46	48	94	志茂橋	72.0	74.0
平成16年10月9日	台風22号	1.03	22	23	45	赤塚	36.0	196.0
平成17年9月4日	集中豪雨	0.82	37	45	82	赤塚	91.0	191.0
平成21年8月9～10日	台風9号	0.33	46	16	62	志茂橋	100.0	108.0
平成23年8月26日	集中豪雨	0.31	21	17	38	志茂橋	68.0	78.0

- (注) 1 この資料は、昭和49年から令和3年までの水害統計調査において、被害棟数30棟以上の主な水害を記載した。
2 浸水面積及び浸水棟数は流域内における内水氾濫によるものも含む。
3 雨量は流域内又は、その周辺の観測所（都建設局及び気象庁）のうちで時間最大値を記録した観測所のものを記載した。

3 白子川の主な水害状況

年月日	原因	浸水面積 (ha)	被害棟数（棟）			雨量 観測所	時間最大 雨量 (mm/hr)	日雨量又は総雨量 (mm)
			床上	床下	合計			
昭和49年7月11日	梅雨前線	9	149	8	157	練馬	22.0	102.0
昭和49年7月20日	集中豪雨	2.9	42	3	45	練馬	31.0	91.0
昭和49年8月1日	集中豪雨	0.5	140	7	147	練馬	2.0	4.5
昭和49年8月27日	低気圧	4.0	135	0	135	小平	24.0	28.0
昭和49年9月1日	台風16号	1.5	48	0	48	練馬	31.0	150.5
昭和49年9月9日	台風18号	7.0	209	13	222	練馬	22.5	71.5
昭和51年9月9日	台風17号	37.2	476	55	531	田無	65.0	220.0
昭和52年8月18日	集中豪雨	8.5	80	0	80	赤塚	31.5	133.5
昭和52年9月19日	台風11号	1.0	42	0	42	石神井	17.0	92.0
昭和56年7月22日	集中豪雨	1.2	67	8	75	赤塚	62.0	66.0
昭和56年10月22日	台風24号	0.5	52	0	52	赤塚	30.0	171.0
昭和57年9月12日	台風18号	55.2	380	241	621	赤塚	52.0	162.0
昭和63年8月11日	集中豪雨	2.95	226	14	240	田無	67.0	140.0
平成元年8月1日	集中豪雨	0.6	44	3	47	田無	38.0	155.0
平成3年8月1日	集中豪雨	1.42	13	19	32	越後山橋	51.0	52.0
平成3年9月19日	台風18号	4.63	199	4	203	田無	33.0	170.0
平成7年8月2日	集中豪雨	1.68	55	46	101	越後山橋	44.0	44.0
平成11年8月14日	熱帯低気圧	0.01	21	9	30	越後山橋	36.0	169.0
平成13年7月18日	集中豪雨	0.52	12	26	38	練馬	79.0	85.0
平成17年9月4日	集中豪雨	0.69	32	45	77	越後山橋	80.0	224.0
平成22年7月5日	集中豪雨	0.67	8	44	52	越後山橋	75.0	129.0
平成30年8月27日	集中豪雨	0.60	11	58	69	大泉	65.0	68.0

- (注) 1 この資料は、昭和49年から令和3年までの水害統計調査において、被害棟数30棟以上の主な水害を記載した。
2 浸水面積及び浸水棟数は流域内における内水氾濫によるものも含む。
3 雨量は流域内又は、その周辺の観測所（都建設局及び気象庁）のうちで時間最大値を記録した観測所のものを記載した。

<参 考>

1 管内管理道路路線別調書（延長、面積）

種別	路線 番号	路 線 名	都市計画 路 線 名	通 称 道 路 名	延長m	面積㎡
主要 地方 道	4	東 京 所 沢 線	放 6	青 梅 街 道	2,721	68,862
	8	千代田練馬田無線	放 7	目白通り・富士街道	12,822	261,600
	24	練 馬 所 沢 線	補 156	（ 大 泉 街 道 ）	8,419	149,903
	25	飯田橋石神井新座線		旧 早 稲 田 通 り	5,154	32,193
	68	練 馬 川 口 線		（ 土 支 田 通 り ）	3,345	34,769
	305	芝 新 宿 王 子 線	環 5 の 1	明 治 通 り	4,367	129,475
	311	環 状 八 号 線	環 8	環 八 通 り	7,031	211,350
	317	環 状 六 号 線	環 6	山 手 通 り	3,784	158,016
	318	環 状 七 号 線	環 7	環 七 通 り	6,775	191,218
一 般 都 道	108	東 京 朝 霞 線		（ 別 荘 橋 通 り ）	2,797	47,657
	116	関 町 吉 祥 寺 線	補 135	吉 祥 寺 通 り	1,095	12,800
	233	東 大 泉 田 無 線		（ 大 泉 街 道 ）	1,760	14,895
	245	杉 並 田 無 線	補 76	新 青 梅 街 道	3,751	58,186
特 例 都 道	420	鮫 洲 大 山 線	補 26		4,013	52,807
	427	瀬 田 貫 井 線	補 133	中 杉 通 り	1,440	11,844
	435	音 羽 池 袋 線	放 26	（ 日 出 通 り ）	1,027	34,988
	436	小 石 川 西 巢 鴨 線	補 79・補 82	（ 宮 仲 公 園 通 り ）	1,871	38,793
	439	椎 名 町 上 石 神 井 線	補 229	千 川 通 り	8,042	140,107
	441	池 袋 谷 原 線	放 36	要町通り（西池袋通り、正久保通り）	6,226	140,661
	442	北 町 豊 玉 線		（ 弁 天 通 り、田 柄 通 り、庚 申 通 り ）	4,821	32,752
	443	南 田 中 町 旭 町 線	補 134	笹 目 通 り	8,516	234,731
	444	下 石 神 井 大 泉 線	補 132		2,938	29,064
	445	常 盤 台 赤 羽 線	補 86		1,505	18,354
	446	長 後 赤 塚 線	補 201・補 203		7,961	257,583
	447	赤 羽 西 台 線	補 202・補 204		5,694	144,456
	455	本 郷 赤 羽 線	放 10	本 郷 通 り	392	11,283
計		26 路線			118,267	2,518,347

注 通称道路名欄の（ ）はその他の呼名。

令和5年4月1日現在

豊 島 区		板 橋 区		練 馬 区		合 計	
延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
0	0	0	0	2,721	68,862	2,721	68,862
2,885	66,093	0	0	9,937	195,507	12,822	261,600
0	0	0	0	8,419	149,903	8,419	149,903
0	0	0	0	5,154	32,193	5,154	32,193
0	0	484	10,048	2,861	24,721	3,345	34,769
4,367	129,475	0	0	0	0	4,367	129,475
0	0	2,614	60,731	4,417	150,619	7,031	211,350
1,745	71,360	2,039	86,656	0	0	3,784	158,016
0	0	3,897	109,114	2,878	82,104	6,775	191,218
0	0	0	0	2,797	47,657	2,797	47,657
0	0	0	0	1,095	12,800	1,095	12,800
0	0	0	0	1,760	14,895	1,760	14,895
0	0	0	0	3,751	58,186	3,751	58,186
1,564	26,001	2,449	26,806	0	0	4,013	52,807
0	0	0	0	1,440	11,844	1,440	11,844
1,027	34,988	0	0	0	0	1,027	34,988
1,871	38,793	0	0	0	0	1,871	38,793
0	0	0	0	8,042	140,107	8,042	140,107
1,307	52,905	576	22,147	4,343	65,609	6,226	140,661
0	0	0	0	4,821	32,752	4,821	32,752
0	0	0	0	8,516	234,731	8,516	234,731
0	0	0	0	2,938	29,064	2,938	29,064
0	0	1,505	18,354	0	0	1,505	18,354
0	0	7,961	257,583	0	0	7,961	257,583
0	0	5,694	144,456	0	0	5,694	144,456
392	11,283	0	0	0	0	392	11,283
15,158	430,898	27,219	735,895	75,890	1,351,554	118,267	2,518,347

2 道路の施設及び附属物現況（令和6年4月1日現在）

（1）施 設 の 概 要

共 同 溝	設置年月	延 長	設 置 場 所	設 備 概 要
東 池 袋 共 同 溝	昭和 50 年 3 月	591m	豊島区南池袋四丁目地内 ～二丁目地内	ポンプ 10 台 換気ファン 5 台 照明設備 287 基
西 池 袋 共 同 溝	昭和 62 年 3 月	1,364m	豊島区西池袋三丁目地内 ～要町二丁目地内	ポンプ 8 台 換気ファン 21 台 照明設備 461 基

排 水 場	設置年月	排水能力(1台当たり)	設 置 場 所	設 備 概 要
熊 野 町 排 水 場	昭和 49 年 11 月	口 径 100mm 出 力 7.5kw 吐出量 1.36 m ³ /min	板橋区中丸町一番地内	ポンプ 3 台 換気ファン 4 台 照明設備 25 基
南常盤台排水場	昭和 36 年 1 月	口 径 250 mm 出 力 11kw 吐出量 6.2 m ³ /min	板橋区南常盤台一丁目地内	ポンプ 2 台 換気ファン 1 台 照明設備 3 基
向 原 排 水 場 (向原トンネル)	昭和 62 年 3 月	口 径 200mm 出 力 15kw 吐出量 4.5 m ³ /min	板橋区向原二丁目地内	ポンプ 2 台 換気ファン 3 台 照明設備 18 基
小 竹 排 水 場 (小竹トンネル)	昭和 62 年 3 月	口 径 200mm 出 力 15kw 吐出量 4.5 m ³ /min	練馬区小竹町二丁目地内	ポンプ 2 台 換気ファン 2 台 照明設備 16 基
谷 原 排 水 場	昭和 58 年 10 月	口 径 200mm 出 力 22kw 吐出量 4.4 m ³ /min	練馬区高野台四丁目地内	ポンプ 2 台 換気ファン 3 台 照明設備 17 基
練馬春日町排水場 (練馬区春日町トンネル)	平成 14 年 3 月	口 径 250mm 出 力 30kw 吐出量 5.85 m ³ /min	練馬区春日町三丁目地内	ポンプ 3 台 換気ファン 6 台 照明設備 18 基

横断地下道	設置年月	延 長	設 置 場 所	設 備 概 要
谷原横断地下道	昭和 46 年 3 月	86.4m	練馬区谷原五丁目地内～ 高野台五丁目地内	ポンプ 2 台 照明設備 30 基

大気浄化施設	設置年月	処 理 能 力	設 置 場 所	設 備 概 要
大 和 町 交 差 点 大 気 浄 化 施 設	平成 13 年 5 月	土壌式除塵、脱硝装 置 28.1 m ³ /s	板橋区大和町地内 ～本町地内	土壌層面積 703 m ² 吸気ファン 2 台 給水装置 2 組
板 橋 相 生 陸 橋 大 気 浄 化 施 設	平成 18 年 5 月	電気集塵機+吸着式 脱硝装置 80 m ³ /s	板橋区若木三丁目地内 ～相生町地内	吸気ファン 4 台 電気集塵機 4 台 脱硝装置 4 基
北町若木トンネル 換 気 所	平成 18 年 5 月	電気集塵機 +換気塔 340 m ³ /s	板橋区西台四丁目地内	排風機 2 台 電気集塵機 2 台

歩道橋エレベーター	設置年月	基 数	設 置 場 所	設 備 概 要
若木のぞみ歩道橋 エレベーター	平成 18 年 5 月	1 基 (1F. 2F)	板橋区若木二丁目地内	巻上機 5.3kW 定員 17 名 速度 45m/min
若木みどり歩道橋 エレベーター	平成 18 年 5 月	1 基 (1F. 2F) 1 基 (1F. M2. 2F)	板橋区若木二丁目地内	巻上機 5.3kW 定員 17 名 速度 45m/min

(2) 橋 梁、歩 道 橋

(橋 数)

区 部	道 路 別	河 川 架 橋	立 体 交 差 橋	横 断 歩 道 橋 人 道 橋	計
豊 島 区	主 要 地 方 道	1	6	6	13
	特 例 都 道	0	1	2	3
	一 般 都 道	－	－	－	－
	小 計	1	7	8	16
板 橋 区	主 要 地 方 道	2	6	12	20
	特 例 都 道	1	3	20	24
	一 般 都 道	－	－	－	－
	小 計	3	9	32	44
練 馬 区	主 要 地 方 道	6	7	25	38
	特 例 都 道	4	－	5	9
	一 般 都 道	3	－	4	7
	小 計	13	7	34	54
計	主 要 地 方 道	9	19	43	71
	特 例 都 道	5	4	28	37
	一 般 都 道	3	－	4	7
	計	17	23	74	114

(架替、新設事業中を含む)

(3) 街 路 灯

(灯 数)

種別 區別	ナトリウム 灯	セラミックメ タルハライド ランプ	蛍光灯	L E D	障害物表 示灯	計
豊 島 区	306	208	140	917	57	1,628
板 橋 区	375	430	0	2,236	84	3,125
練 馬 区	616	994	35	2,299	115	4,059
計	1,297	1,632	175	5,452	256	8,812

※ 排水施設照明は除く

(4) 街 路 樹

単位 (本)

区名	場所	スズカケノキ (プラタナス)	桜	ケヤキ (樺)	ユリノキ	エンジュ	イチョウ (銀杏)	トウカエ デ	セイヨウソノキ・ フユギダイジュ	クスノキ (楠)	ヤマモモ	常緑ヤマ ボウシ	ハナミズ キ	その他	合計
豊島区	植樹帯	207	96	82	4	0	295	0	326	100	17	68	84	648	1,927
	緑地	2	10	7	0	0	2	0	0	4	1	2	8	41	77
	計	209	106	89	4	0	297	0	326	104	18	70	92	689	2,004
板橋区	植樹帯	160	6	80	4	24	1,639	339	0	194	52	50	389	440	3,377
	緑地	0	32	110	0	12	25	2	0	39	5	0	11	262	498
	計	160	38	190	4	36	1,664	341	0	233	57	50	400	702	3,875
練馬区	植樹帯	506	429	565	86	3	695	368	0	120	45	150	1,036	1,428	5,431
	緑地	1	53	120	13	1	8	14	0	122	25	31	108	664	1,160
	計	507	482	685	99	4	703	382	0	242	70	181	1,144	2,092	6,591
合計	植樹帯	873	531	727	94	27	2,629	707	326	414	114	268	1,509	2,516	10,735
	緑地	3	95	237	13	13	35	16	0	165	31	33	127	967	1,735
	計	876	626	964	107	40	2,664	723	326	579	145	301	1,636	3,483	12,470

(5) 道 路 緑 地

単位 (㎡)

区名	歩道植樹帯	中央分離帯	植込地 (緑地)	計	左のうち花壇
豊島区	16,314	4,504	1,058	21,876	7
板橋区	30,941	13,389	7,050	51,380	819
練馬区	54,203	19,992	19,798	93,993	47
計	101,458	37,886	27,906	167,249	873

3. 都市計画事業の事業告示一覧表

(令和6年8月末現在)

路線名	事業告示							当初認可年月日 変更認可年月日
	都市計画決定 年月日	告示番号	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点	施行 年度	
放射7号線 (大泉)	昭 21. 3. 26	戦復 3	25	2,000	練馬区大泉 学園町二丁目	練馬区西大 泉五丁目	H18～R9	H18. 7. 24 H25. 3. 28 H30. 3. 29 R4. 12. 9
放射9号線 (巣鴨)Ⅲ期	昭 21. 3. 26	戦復 3	40	465	豊島区巣鴨 三丁目	豊島区巣鴨 五丁目	H10～R7	H11. 3. 12 H17. 3. 30 H22. 3. 31 H26. 3. 28 H29. 3. 31 R2. 3. 19
放射35号線 (早宮・北町)	昭 40. 6. 7	建 1455	40～50	1,330	練馬区早宮 二丁目	練馬区北町 五丁目	H16～R12	H16. 12. 28 H23. 3. 30 H28. 1. 29 R6. 3. 14
放射35・36号線 (小茂根・早宮)	(放射35号線) 昭 40. 6. 7 (放射36号線) 昭 41. 7. 30	建 1455 建 2428	40～50	1,970	板橋区小茂 根四丁目	練馬区早宮 二丁目	H23～R12	H23. 12. 1 H30. 3. 29 R6. 3. 15
環状5の1号線 (雑司が谷)Ⅱ期	昭 21. 3. 26 (都市計画変更) 平 23. 4. 4	戦復 3 都 656	30～40	1,400	豊島区雑司 が谷三丁目 豊島区高田 三丁目	豊島区南池 袋二丁目	H23～H31 H23～R9	H23. 10. 24 R2. 3. 19
環状5の1号線 (西巣鴨)Ⅰ期	昭 21. 3. 26	戦復 3	27	770	豊島区上池 袋一丁目	豊島区西巣 鴨三丁目	R4～R13	R4. 4. 25
補助81号線 (南池袋) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	25	260	豊島区南池 袋二丁目	豊島区東池 袋四丁目	H17～R6	H17. 11. 16 H22. 3. 31 H27. 3. 30 R2. 3. 18
補助133号線 (中村南)	昭 41. 7. 30	建 2428	16	1105	中野区上鷺 宮一丁目	練馬区中村 北三丁目	H29～R8	H29. 10. 18
補助172号線 (早宮)	昭 41. 7. 30	建 2428	16	390	練馬区早宮 三丁目	練馬区早宮 三丁目	H24～R6	H24. 6. 15 H31. 3. 29
補助230号線 (大泉町Ⅰ期)	昭 41. 7. 30	建 2428	18	850	練馬区大泉 町三丁目	練馬区大泉 町二丁目	H21～R9	H21. 7. 21 H28. 3. 31 R4. 1. 7

路 線 名	事 業 告 示							当初認可年月日 変更認可年月日
	都市計画決定 年月日	告示番号	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	施 行 年 度	
補助 230 号線 (大泉町Ⅱ期)	昭 41. 7. 30	建 2428	18	1,250	練馬区大泉 学園町七丁目	練馬区大泉 町三丁目	H22～R8	H22. 8. 10 H29. 3. 31 R4. 1. 7
補助 26 号線 (千早) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	460	豊島区千早 三丁目	同区要町三 丁目	H25～R6	H25. 10. 28 R2. 3. 18
補助 26 号線 (南長崎) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	320	豊島区南長 崎六丁目	同区長崎五 丁目	H25～R6	H26. 3. 24 R2. 3. 18
補助 73 号線 (池袋本町) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20～26	1,070	豊島区池袋 本町二丁目	板橋区板橋 一丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 5
補助 82 号線 (池袋本町) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	15	490	豊島区池袋 本町三丁目	板橋区大山 金井町	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 8
補助 82 号線 (上池袋) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	15～24	640	豊島区上池 袋三丁目	同区池袋本 町三丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R3. 2. 5
補助 172 号線 (長崎) [木密]	昭 39. 2. 7	建 148	16	1,620	豊島区長崎 一丁目	同区長崎五 丁目	H26～R7	H27. 1. 6 R2. 11. 17
補助 81 号線 (巣鴨) [木密]	昭 21. 4. 25	戦復 15	20	930	豊島区巣鴨 五丁目	北区西ヶ原 三丁目	H26～R7	H27. 2. 24 R2. 12. 15
補助 233 号線 (大泉学園町)	昭 41. 7. 30	建 2428	25	500	練馬区大泉 学園町四丁 目	同区大泉学 園町八丁目	H27～R10	H27. 8. 20 R4. 1. 14
補助 156 号線 (南大泉)	昭 37. 7. 26	建 1722	16	1400	練馬区東大 泉四丁目	同区西大泉 一丁目	R3～R15	R3. 4. 23
補助 229 号線 (下石神井)	昭 41. 7. 30	建 2428	20	290	練馬区下 石神井四 丁目	同区上石 神井南町	R5～R22	R6. 3. 6

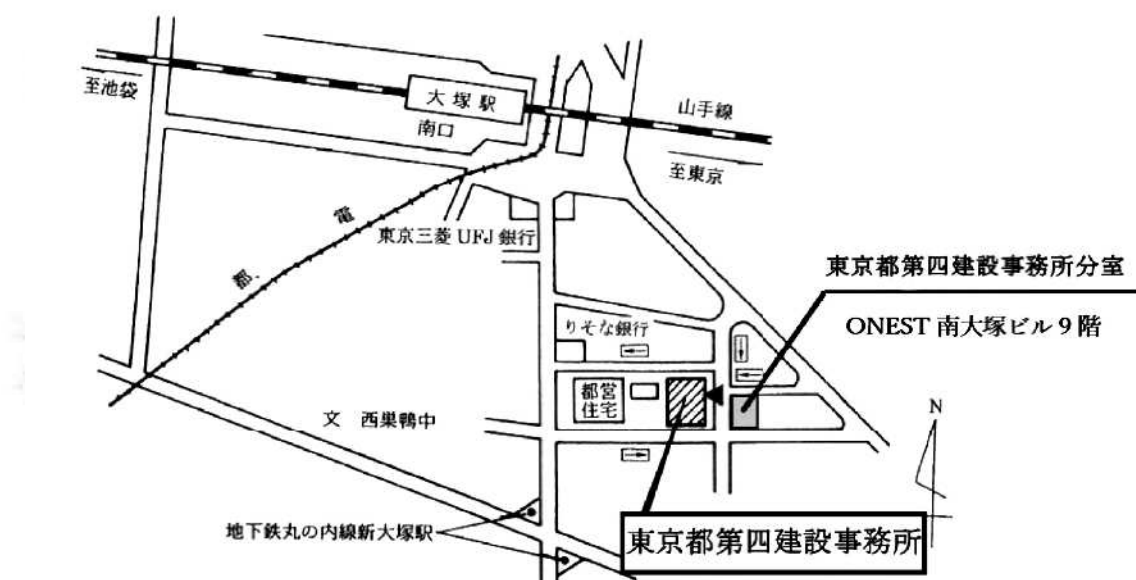
4 事務所・工区案内図

第四建設事務所

所在地 〒170-0005 豊島区南大塚2-36-2
電 話 5978-1703 (庶務課) F A X 3947-1419
交通機関
J R 大塚駅 (南口) より徒歩 5 分
地下鉄丸の内線新大塚駅より徒歩 5 分

分 室

電 話 5978-1722 (用地課) F A X 5978-1754



第四建設事務所 豊島工区

所在地 〒170-0012 豊島区上池袋4-18-11

電 話 3916-6616 F A X 3916-6617

交通機関

東武東上線北池袋より徒歩5分



第四建設事務所 板橋工区

所在地 〒174-0051 板橋区小豆沢4-26

電 話 3967-3541 F A X 3967-3542

交通機関

埼京線北赤羽駅より徒歩10分

地下鉄都営三田線志村坂上駅より徒歩20分



第四建設事務所 練馬工区

所在地 〒179-0081 練馬区北町 6-30-1

電 話 3933-6121 F A X 3933-6122

交通機関

地下鉄有楽町線平和台駅

より徒歩5分



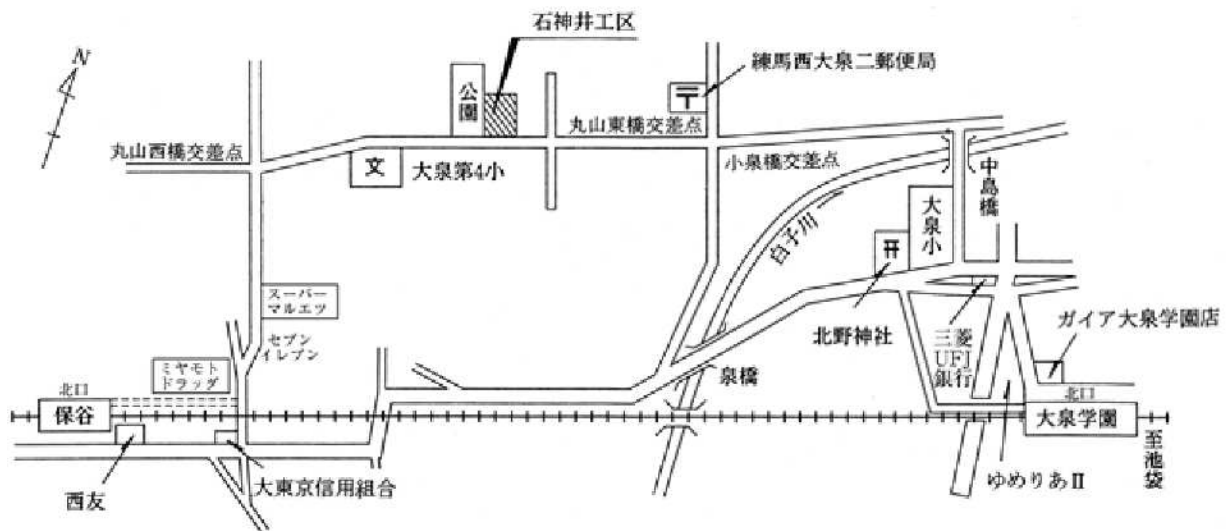
第四建設事務所 石神井工区

所在地 〒178-0065 練馬区西大泉 2-12-18

電 話 3867-7816 F A X 3867-7817

交通機関

西武池袋線大泉学園・保谷駅より各徒歩20分



東京都第四建設事務所事業概要

令和6年版

登録番号 (6)6

令和6年9月発行

編集・発行 東京都第四建設事務所庶務課

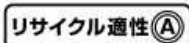
東京都豊島区南大塚二丁目36番2号

電話03(5978)1703

[URL]<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/yonken/index.html>

印刷所 東京都大田福祉工場

電話03(3762)7611



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%
白化度70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用
しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo